

国士館史関係資料の翻刻並びに補註

第二卷

凡例

- 一 ここには、国士館史編纂のために調査収集した資料のうちから、翻刻・校訂と補註が終了し、重要度の高いものを順次紹介する。
- 一 資料には、巻別に適宜、通し番号と表題を付し、その下に（ ）で出典等を略記した。
- 一 資料は、漢字・仮名遣いとも、できるだけ原本に忠実に翻刻したが、一部に句読点を補い、読みやすく改めた。
- 一 現在では読みにくくなった旧字等には、平仮名でふりがなを付したが、もともと原本にあるふりがなは片仮名で表記した。
- 一 資料の成立事情及び資料中に使用される用語で意味を解しにくいものには、簡略な補註を付し、読者の理解に資した。
- 一 資料の翻刻・校訂は、国士館史資料室収蔵の原本ないしは、原本から作成した忠実な複製資料によった。
- 一 資料の翻刻・校訂と補註は、阿部昭が担当したが、翻刻・校訂に国士館史資料室の浪江健雄氏の協力をいただいた。

一 大正六年三月一〇日 柴田徳次郎「新候補を勸奨し新候補を戒飾す」

〔『大民』第二卷第三号 論壇〕

新候補を勸奨し新候補を戒飾す

主幹 柴田 徳次郎

(一)

人が戰場に驅馳くちする時は、死生の巷ちやうに在りとなし、命懸けと云ふ。併し死生の巷、命懸なるものは、決して戰場に在る者計りでは無い。臂ひじを枕まくらに寝て居つても山海の珍珠しんじゆに舌打して居つても、等しく命懸けであり死生の巷を彷徨して居る覺悟であらねばならぬ。一呼吸の息を、吐いた儘で吸はなかつたら死ではないか。吸ふた儘で吐かなかつたら死ではないか。觀ずれば生きたる者は一切平等に命を賭けて居るのである。國家に於ても亦た同様、交戦中の獨塊どくくわい許りが亡びなそうな國ではない。英佛丈が盛衰の岐路きろに居るのでも無い。此間に介在する中立國も、遙か離れた北米でも南米でも、國とし國を成すものは悉く存亡の危機に臨んで居るのである。*2殊に日本の如きは其の尤ではないか。

長幼を問はず、貴賤に論なく、國民舉つて斯の難局に當る可きである。中でも國民の輿望よぼうを擔つて政治の

局に當る者は特に異常の覺悟が有り抱負が無くてはならぬ。

然るに無くてはならぬ事と、實際有る現象とは、不祥と云ふか亡國的と云はふか。非常なる逕庭^{*3}が有るのである。随分議論家も有り、硬骨漢も有るが、愈々となると春の淡雪と選ぶ處が無い。従來現れたる爲政家中には一人として斯の時局に靈感し、一身國難に殉ぜむとする國士を發見し得ないのである。出色の人物でも、高々足駄履きで田植をやらうとするに過ぎぬのである。此所に於てか眞人の出で、新候補たる要が有るではないか。内外多難の時局に靈感し、國民の眞意を代表し、聖明^{*4}に對^{こた}へ奉らむが爲めに堂々と所信を斷行し得る新候補の出づる事を勸奨せざるを得ぬではないか。

*1 獨塊 ドイツとオーストリア。

*2 悉く存亡の危機に臨んで居るのである 第一次世

界大戦下のヨーロッパでは、ドイツ・オーストリアの同盟国とロシア・フランス・イギリスの連合国が交戦中。日本も日英同盟を理由にドイツに宣戦し、中国に於けるドイツの權益を接收し、中国の袁世凱政府に対しても二十一箇条要求をつきつけ、最後通牒を發してその大半を認めさせていた。

*3 逕庭 へだたり、大きな違い。

*4 聖明 天子。天子の知徳。

(二)

寺内伯[†]が三十八議會を解散するに當り、不信任案提出賛成の多數議員を目して、眞に國民の意志を代表せずと論斷したのは、當時の議員では國民の眞意を云々し得る資格有る者一人も無しとする見地からであらねばならぬ。而し此處に純正なる新選良が出で、超然内閣を弾劾したらば如何であるか。寺内伯とても決して之を國民の眞意に非ずとして解散の暴舉に出づる事は不能であらう。舊議員は何れも態度が不鮮明であつて、寺内伯を待たずして已に國民の指彈を受けつゝ、あつたのである。然らば寺内伯眞に國民の眞意を知り得たる爲政家であるかと見るに、遺憾乍ら其逕庭が餘りに甚しい。政治家で無い許りか軍人としても普通の軍人であり決して優秀なる者では無い。過去に於て然り、現在に於て然り。又將來に於ても眞に國民の覺醒に際せば立所に猛烈なる彈劾を蒙る可き運命に在るのである。解散せられたる議員と五十歩百歩である。

此所に於てか新候補たる者の決心は實に破天荒で有らねばならぬ。現閣を^(内、脱カ)彈劾し、續いて顯る、舊爲政家内閣を粉碎し、切捨御免の封建的的政治家、御都合主義を奉じて立憲非立憲の中間を盲動する所謂憲政家を悉く焼盡し、内は國民をして其の適從する處を知らしめ、備へて以て戦後世界の變局に當り大任を果すべきである。

然るに何事ぞ、中立と云ひ無所屬と云ひ、不偏不黨の多き事や。何ぞ旗幟を鮮明にして戦はざる。憲政會に入る可なり。政友會、國民黨更に可なり。之を彩るに自己の新鮮にして熾烈なる抱負と意氣とを以てせ

ざる。朽木遂に彫る可からずとして無所屬を稱し、不偏不黨を標榜して立つに於ては飽く迄自ら高く標置して議會を通じ、聖明に對へ、國民を味方とし、新機運を招來し、新勢力を樹立する大丈夫の豁懐かつかいなかる可からず。之無くして單に當選に便せむが爲の鵠的中立ぬえ、不邊不黨に至つては無用有害、何等已存の黨人閥族と選ぶ處無きに非ずや。

*1 寺内伯 寺内正毅首相。第二次大隈内閣の総辭職後、元老會議の推薦で大正五年一〇月に首相就任、内閣を組織したが、憲政・國民兩黨の内閣不信任案決議により、衆議院を解散した。

(三)

變化極り無きは飛雲の相である。遷動止まざるは流水の態である。老朽敗殘して新進の凱歌を奏するは是れ則ち人世の常ではないか。古人諷して曰く「幽靈の正體見たり枯尾花」と、某の名士某の大家そも何者ぞ。一度び國民の自覺に遭遇し、一度び外難の襲來に會逢せば、夜陰の幽靈且晨風に從ふて破折し去る枯尾花ではないか。難に會ふ毎に益々火花を發する鐵腸*1と、萬古炳ひとして日月と共に光輝ある國民の良心とは、是れ吾人の生命にして諸君の立脚地ではないか。舉世奸僧に眩惑せらるるも、清節清磨*2を讚美するの愛國心は彌高潮せしに非ずや。滔々として白面細腰を誇示せし元祿の濁世にも、赤穂浪士の義心を狂謳きやうわうせしに非ずや。

維新の盛業を雲烟^{*3}視せる明治の健忘國民も、田畝の義人田中正造を尊信して措かず。武弁乃木希典を九拜して神人となせるに非ずや。

蒔けよ犠牲の眞種子を、憂ふる勿れ収獲期の遅速の如何を、内に民心安んぜず。外大難の臻^{いた}れるに七千萬中、一人の國器國柱の顯れざるは、諸君健闘の好機ではないか。一片の行雲晴雨を相するに足り。花葉の開落春秋を卜するに餘りあり。新人新候補の死闘の活兆、何ぞ比々として饒^{じょうた}多なる。

* 1 鐵腸 容易に動揺しない心、堅固な心。

* 2 清麿 和氣清麻呂。奈良時代、道鏡が宇

佐八幡の神官と結託し皇位をうかがった時、勅使として宇佐八幡の神託を受け、これを阻止した。

* 3 雲烟 雲烟が目前を過ぎ去るように深く固執しないこと。

(完)

二 大正六年四月一日 柴田徳次郎「學生と政治」〔『大民』第二卷第四号 論壇〕

學生と政治

柴田 徳次郎

一、學生なるが故に

頃日京都大學生の政治を談ずるの事あるや、學校當事者は倉皇^{*1}として之を處斷せむとし、世人は奇異の眼を以て之を迎へたり。「學生と政治」、果して而かく奇異にして、倉皇に斷じ去るべき性質のものなるか。

早稲田、慶應を初め、明治、中央等の諸私立大學に於ては、已に公々然と國會に擬して國策を議し政論を上下する事行はれ、又彼の官立學校に於ても、政治法律に志す學生の間には、政界の不振を慨し、秕政を憤りて脾肉の歎^{*2}に耐へざる者、大學中學を通じて風を作さんとするは識者の認むる處にして、前者の開放的なるに反して、後者は隱然たるの相違あるのみ、偶々京都大學今回の事^{*3}の如きは思ふに學校當事者の迂愚と世人の無關心とを暴露せるには非ざるか。

先輩諸君口を開けば「方今の學生は國史に暗し」と痛罵す。而も國史は何を教ふるぞ、社會問題少くも經濟思想に冷淡なりし日本國民の歴史は悉く「政權爭奪史」に非ずや。而して國史を知るの要は大義を明にするに在り。仁徳を追頌し善政を謳歌し、逆臣を斥け兇豪を惡むに在り。而も唯に鸚鵡の如く耳暗口誦するに止まらず、推して以て現世に處し、百年の後を計る可きに非ずや。

然らば即ち現世の政治に無頓着なるが如くんば國史を知るの要なく、帝國の將來を思念せざる如くんば國民に生れて國民たる資格無き者と云ふべきに非ざるか。

殊に青年客氣、世事に疎き學生の政治を論ずるを以て、未だ早しと成す者に至つては、一叱^{いっしはんせき}半斥の價値有

る無く、今日我國政の擧がらず、政界人無きは實に斯の妄想に禍ひせられし結果にして、學生なるが故に、未來の國器なるが故に政治を談ず可く、斯の風の隆々たるは即ち青年の元氣の衰頽せざる活兆にして實に邦家の至慶に非ずや。

*1 倉皇 あわてるさま。

*2 脾肉ひにくの歎なげ 平和であるため實力を發揮できないことを歎く

ことのたとえ。 *3 京都大學今回の事 大正六年三月、京都大学では、法科大学弁論部の

一部學生が寺内内閣を批判し京都府内数か所で演説会を開催したことに関し、學生五名を學業懈怠を理由に訓戒処分し、同月一五日の評議會で「學生生徒の政治運動従事を禁止する」決定を行った
 (『京都大学百年史』資料編三年表 総索引)。

二、政談は義太夫に非ず

政談は義太夫に非ず。學業終り生活の資財安全となりて後ち初めて政治を談ずべく、年少氣鋭未だ時事を論ずべからずと成すは、即ち何等國家人生に意なき野老賤夫の、糊口の資を得るに於ては義太夫を唸り、醉生夢死に終るの筆法を擬するものに非ずして奚なんぞ。

義太夫は道樂なり、政論しかは否ならず。政治は實に生命なり、而も個人の生命なると共に國家の生命なり。之

を議する如何に早く之を論ずる如何に熱烈なるも未だ足れりと云ふ可からず。

我が政界の人士を見るに、凡庸の武弁に終るべかりしもの、辛くも高位を僥倖し得て纔に公器を偷めるに非ざれば、汲々として富豪に媚を呈し、漸く其眷顧を背景として中年以後議政壇上に立ちしなり。或はの屬吏の怪我の小功に依りて權人の俗眼に適ひしより樞機に參せる。或は夫等に妻妾を奉り、妻妾に隸從して地位を得たる者等にして、初めより青雲の志有り青年時代より政治を論壇し今日に至れるに非ざるなり。故に其言ふ處其行ふ處悉く卑小俗惡、聖明に對へざるのみならず反つて民生を毒して之を蔽はんとし、殊に未曾有の社會的新問題に接し、世界の新局面に遭ふに及びては心氣轉倒何等施す處なく、遺憾なく其醜態を暴露せるに非ずや。

由來細流に大鯨住まず。小畑に喬木生ぜざるを知らば、帝國將來の政治の任に當る者は、一局一僻里の産物たる今日の政治家の擧ひせみに與つて止む可きに非ず。宜敷學窓に在りて一句を誦し書を閲する毎に思ひを高く邦家の上に置きて、大洋の大鯨を志し高山の喬木を期せざる可からざるなり。

支那人氣焰を吐いて曰く「天下を治めんと欲せば誠心誠意」と身を立つるも家を齋るも其は悉く治國平天下の爲めの一手段に非ずや。實に政治は道樂に非ず、暇あり財有る老人の隱居仕事に委す可きに非ずして夢時の間も青年の念頭を離す可からざる活事わざなり。國勢の振不振は一つに斯の一事に依つて決するを銘記せざる可からざるに非ずや。

*1 活事 大正六年十一月『大民』第二卷第一一号に所載される「宣言 活學を講ず」の「活學」にも通ずる用語である。

三、武家の教育に鑑みよ

事無き時は靜かに學を勵み心身を鍛練するも、一旦事有るに際しては身も家も萬事を放擲して馬前に馳するは我國武家の習ひに非ずや。年齒已に三五に至れば自他共に大丈夫を以て任じ、未だ學成らざるの故を以て君國の大事を他所に見ざるは之れ日本固有の教へに非ずや。

學事は手段にして君國の大事は目的なり。日頃の教練は萬一の大事に備ふるなり。而も君國の大事を思念するが故に學事を廢棄するの理有る事なく、之有るが爲めに益々眞劍に白熱に人生の大事を悟らせんとし君國の富強を策せんとはせしに非ずや。

今日幾十萬の青年、學窓に學ぶも何ぞ之と異ならんや。平時に於ては學習以外に君國に盡す可き最上の道無きを以て學窓に遊ぶなり。學事は手段にして君國の事は目的たるの一事は古今何等異なるなく、否反つて益々明確となれるなり。然らば即ち他に最も緊急を要し、最も重大なる君國の事有りとせんか、何時にても學業を放擲して之に馳せ赴く可きものにして、萬一此期に及びて學事未だ成らざるの故を以て之を肯ぜざる者あ

らむか、實に愚に非ざれば狂者のみ。

而して今日は如何なる時ぞや。單に汲々として試験の爲めに暗誦し^{*1} 儉安の爲めにのみ學究して止む可きか。維新志士の犠牲と、 明治天皇の聖徳とに依つて^{より} 縊掛けられし日本帝國の獨樂^{こま}は、五十年間の廻轉に於て 今將に縊は戻り盡さんとして纔に飄^{ひら} 跖として廻轉を續け居るに非ずや。

今に於て高邁なる青年志士の熱血を以て、白熱せる青年國士の犠牲を以て斯の帝國の獨樂に縊を掛けざらんか其命脈や實に風前の細燈のみ。韓國は何が故に今日に至れるか、地狹きに非ず、民勉めざるに非ず、少數貴族の國政を弄びて青年國民を政治に冷淡ならしめたるに在り。支那の今日纔に絶えなんとして未だ一國を作すは何に依つて然るか。地廣きが故に非ず、民勵むが故に非ず、命を的に政治を議する青年政客有ればなり。

人高邁の氣なきは^つ 餒ゆ。高邁の氣は君國を思ふより最なるは無し。青年よく時事を談じ濟民救世の念を除かば残る處は^(ママ) 采食の機械のみ。國家より政論の青年を除かば大規模の娥捨山のみ。古人云はずや、角を枉めて牛を殺すなど。吾人に何をか教ふる。

* 1 儉安^{けんあん} 将来を考えず目前の安樂のみを求め一時逃れをすること。

(完)

三 大正六年六月一日 著者不詳 一周年を迎えて（『大民』第二卷第六号 卷頭言）

一周年を迎へて

東京市中を歩き見よ、三河屋、越後屋、或は甲州屋と稱する國名を屋號とせる米屋或は酒屋を見ん。是等は多く、維新前後に、三河、越後、或は甲斐等の寒村より、禪一つ、裸一貫にて飛び出で、朴強漢^{*1}の苦心經營せる暖簾なり。

初代老主人を見よ、頭に霜、額に波、腰に梓の弓を張ると雖、自信に富む眼光、意志堅き口元、老松の手足、巖石の體軀、櫛風沐雨^{しっぽうもくう}總有憂世の辛酸を嘗め、人生の恐瀾怒濤を乗り切りし活生涯^{*2}を語るなり。

其讀む處多からず、辛じて姓名を記するに過ぎず。其語る處雅ならず、纔に用を便ずるのみ、而も片言隻語能く人情の機微を穿ち、天地の眞諦を得たり。家業の基を闢き、拱手して一門の安きに任ず。蓋し所以あるかなと轉^{うた}た人をして首肯せしむるなり。

二代現主人を見よ、容姿稍々端麗、辯說遙かに巧輕、時に和歌を捻り、怪しく漢語を用ふれ共、元來老主に媚を呈して漸く愛婿となりしか、或は老父の苦勞話に耳痛き不肖兒なり。大黒柱を以て任ずるの自信なければ人も亦輕視し、遇するに木偶^{*3}を以てす。眞に是老主と暖簾とを背景に存在を認めらるゝ、斗筭^{*4}の輩にして、

一家の全權を托せんには何となく心細き感せらるゝなり。

其三代若主人を見よ、或は専門學校に入り大學に學び、東西の思想を嘔々しどうどう、古今の得失を喋々す。然れ共顔色蒼白、骨格纖弱、椽下つらの筍の如く、砂地の三ツ葉の如し。恐るゝ處は流行に後るゝ事なり。求むる處は耽溺の生活なり。學成り業了へし證書には、親切心せきせつしんを失ひ、元氣を磨消し、父兄の膏血を貪りし事を大書せられ居るなり。祖父數十年の悲風慘雨の物語りの如きは正に馬耳東風にして『賣り家と唐様で書く三代目』の詠手をして獨り炯眼きやうがんを誇らしむるぞ是非なき次第なり。

以上は市井に於ける商家の事に過ぎざるなり。然れ共、是實に我國今日の社會状態を縮圖して説明せるには非ざるか。

*1 朴強漢 「朴」は素朴で素直なること。「強漢」は強くてあらあらしいことを意味する「強悍」の意味か。

*2 活生涯 大正六年四月一日『大民』第二卷第四号所載、柴田徳次郎著「學生と政治」の「活事」や、大正六年一月一日『大民』第二卷第一号所載、著者不詳の「宣言

活學を講ず」の「活學」に相通ずる用語である。前の段落に云う「裸一貫で国を出た」「初代老主人」が一代で家業を築いた生涯への共感も注目される。

*3 木偶 木彫りの人形。転じて現実の用に立たぬ者を指すが、大正八年一〇月の『大民』第五卷第一号所載「國士館の本義」に収載す

る「是れ活學の大道場」で、「頑愚にして當世の事務を知らざる」者の意で使用される「木偶」に通底する用語である。

* 4 斗筭とじょう 人の器量が狭く小さいことのとたとえ（『論語』子路）。

* 5 親切心 柴田徳次郎は、大正一五年に著した『國士館と教育』の「國士館の主義」で、誠意、勤勞、見識、氣魄の四つの徳目を示したが、第一の「誠意」について、「誠意とは、親切である」と明言している。

* 6 炯眼けいがん 洞察力のすぐれていること。

元老なる者を見よ、多く無學野卑なり。然れ共事有れば必ず出勤す。議會を超越し、内閣を起倒し、屈強の壯僕幾千萬、叩頭跪座くわいざ、唯命維從ふの奇觀を呈するなり。彼等今や老骨なりと雖、其若年の頃に於ては、勤王の志士に師事して東奔西走し、或は畦走りを成し、或は禪擔ぎとなり、無意無識の間に憂國の餘風に感染し、生死の危地に彷徨せり。先覺の多く國事に斃る、や自ら代りて愛國盡忠の典型を以て任じ、人も亦纔に彼等の行動を默認する所以なり。

大臣級の人物を見よ。一二外國の語にも通じ、非を蔽ふに足るの辯説あり。應待其の度を得、渡世の術亦拙ならず。然れ共、是多くは元老の靴紐を結びて養子となりしか、否されば之が盲目の愛を稟けて人と爲りし血縁の豚兒とんごなり。政變毎に奕棋あきの如く更かへられ乍らも、將相の椅子に就けば任の重きを慮らずして、頑童けんどうの翫具を得たるが如く、猿猴の栗實を擱めるが如く嬉々得々たり。之に依りて國運の進展を望む、蓋し百

年河清を俟つまの類のみ、豈心の至りならずや。

壯年青年を見よ。デカタン宗に非ざれば糊口専念主義者なり。夙都五十年祝賀の酒に酔ふ事を知れ共、遂に往時の國歩艱難を追想し將來多事の帝國につき先憂し、以て自ら國家の柱石たらむとするの氣概きの如きは夢想だにも有せざるなり。

質屋の小僧の如く、損得に没頭し利害に汲々たり、噫彼等の得する所、利する所果して幾何なるかを知らずと雖、國家の損失、人類の被害に至っては蓋し量る可からざるなり。商家の三代目は未だ忍ぶ可し。國家の三代目に至っては實に忍ぶに耐へざるに非ずや。

* 1 叩頭こつとう跪座 叩頭は額を床や地面につけて敬礼すること。跪座はひざまずき座ること。

* 2 豚兒とんじ 息子の謙称。 * 3 奕棋えきぎ 囲碁、碁をうつこと。

* 4 頑童がんどう がんぜない子ども。物事の道理がまだわからない子ども。

* 5 百年河清を俟つ 黄河の水の澄むのを待つごとく、望んでも実現できないこと。

* 6 國家の柱石たらむとする このフレーズが最初に用いられるのは、大正五年六月の「青年大民

團主旨」で「吾人青年が國家の柱石となり、勇往邁進せざる可からざる所以なり」と記されたのが

初見（『楓原』創刊号所載）。また、本書に次ぐものは、大正八年一〇月の「國士館の本義」の「是

れ活學の大道場」(『大民』第五卷第一号)にある、「吾人は精神文明と精神教育とを此際に唱道して國家の柱石たるべき『眞智識者』を養成せん事を期する」である(『楓原』創刊号所載)。

回顧す、幕軍の殘黨王師に抗し、砲煙天に漲る明治元年、

明治聖帝は、五條の御誓文を發し給ひて、日本國民の進む可き、即ち人類の入る可き天上の玉門を開かせ給ひき、『陋習を破り』、『萬機を公論に決す』るは國民服膺の金科なり、『人心をして捲まざらしむる』は人類を超越して神人の域に進めとの聖教なり。之を體し之を成さば鳴鳳樹に在り、白駒場に食むの境に至るなり。

爾來星霜を経ること滿五旬^{*3}、文化の燦然たるを誇らむか國民の氣の饑えたるを如何、領土の擴大を祝せんか尚武の風地を拂ふを如何。勲爵の人を稱し、國民の力を讚せんか儉安の風^{*4}、萎靡の習を如何、『陋習』は去られしか、『萬機』は公論に決せるか。『人心』は果して倦まざるか。七千萬中誰か能く、明治聖帝を仰ぎ愧死せざるを得る者ぞ。

あ、果して一人の神意を發揚せむとする者無きか。乞ふ意を安んぜよ。多年草澤の裡に潛みて、互に義膽を練磨して精神を養へる男兒の社あり。即ち起つて大正五年六月大民を創刊す。而も一度出づるや。

あまつ風吹くや錦の旗風に

靡かぬ草はあらじとぞ思ふ

と平野國臣の高唱せし如く、無人の境を行き、春風に紙鳶しえんを揚ぐるが如く堂々無碍*7、今や一週年に際しては無慮十數萬部を發刊し、舉世の渴仰と同人の健闘とは相俟つて進展の度極り無からむとす。吾人の據る處にして謬り無からむか、世は末法に非ず澆季*8非ず、熱ある者涙有る者一團の熱火と爲りて警世の先驅をなさんか。回瀾を已倒*9に返し、國民を塗炭の苦より救ひ、人類を修羅の巷より脱せしむる掌を指すよりも易々たるを信ずるなり。

昔支那に葉公なる者あり龍を愛す。龍に關するものは畫と云はず彫刻と云はず、之を一堂に集めて日夕賞翫す。眞の龍、之を傳へ聞ひて曰く、

「彼の我を求むる斯の如く切實なり。いでや眞の我を示さん」と、忽ち來つて葉公の居寓に龍首を出せば、思ひきや葉公は、魂も消えんばかりに悲鳴をあげつ、逃げせたりと。葉公の驚きもさる事乍ら、龍の期待も水泡に歸せりと云ふべし。肉躍る友よ、血湧く友よ。葉公を待たんよりは自ら雲を呼び風を起し眞龍の眞價を發揮するに勵精す可きに非ずや。偉人の糟粕を喰ひ、英雄の爪垢を嘗むるのみを以て男子の能事とす可きかや。

* 1 服膺ふくようの金科 忘れてはならない優れた規範。

* 2 鳴鳳樹に在り、白駒場に食むの境

天下国家の太平を象徴する意か。 * 3 五旬 旬が一〇年の歳月を指すことから五〇歳、す

なわち明治維新以来の五〇年を意味する。 * 4 偷安とちあんの風 一時逃れの様子。

* 5 萎靡いびの習 気力が落ちて振るわない傾向。 * 6 愧死きし 恥じて死ぬこと。

* 7 無碍むげ 自由自在で、障害のないこと。 * 8 澆季ぎょうき 人情がうすれ風俗が乱れた末の世。

* 9 回瀾かいらんを已倒きとう(既倒)に返し うずまく大波をささえてもとに押し返すの意から、勢力のおとろえたのを挽回する意。

* 著者不詳だが、『大民』主幹柴田徳次郎の執筆せるものと推定する。

(完)

四 大正六年六月一日 主筆 花田大助「教育家の猛省を促す」(『大民』第二卷第六号 論壇)

教育家の猛省を促す

花田大助*

去る五月五、六、七日の三日間に互り帝國教育會*2に於て第十一回全國聯合教育大會の開會を見たり。其開會の初頭に當り岡田文相のなしたる一場の演説は、如何に世界の大大勢が今や帝國教育界の振興を促進し來れるかを、切實に訓誡して止まず、吾人の以て頗る感を同ふする所たらずんば非ず。

されど文相のなしたる該演説は單に教育振興の急務を絶叫したるのみにして未だ如何にして沈頹せる教育を振興すべきかに言及せず、唯千偏一律の訓示演説に止りたるは甚だ物足らざる次第なり。蓋し該演説によりて如何程帝國教育界が刷新せらるゝかは、教育界に其人なきに非ざる限り誠に寒心に堪へざる所にして、之れ余が敢て秃筆を呵かして本論を草する所以也。

*1 花田大助 早大出身。『大民』創刊時より、主幹柴田徳次郎とともに雑誌『大民』主筆として活躍。

大正八年の財団法人国士館の創設にあつても、理事として、国士館経営の中核となつた。

*2 帝國教育會 日本最初の全国的教育団体である大日本教育會が、明治二九年に国家主義教育の運動団体である国家教育社と合併して成立した。教育の普及改良と教育上の施政・諮問に対応する活動を展開し、大正七年からは、第一次世界大戦後の学制改革の中で、全国の地方教育會を帝國教育會のもとに合体していった。

二

其の何れの時代を問はず天下の事は總て人物に關はる。家貧にしては良妻を思ひ、國危ふしては忠臣を想ふと古人謂ける如く、宗教家の墮落を觀ては日蓮を物色し、政治の腐敗を目してはグラットストンを聯想して措かざるは素より、百般の事物悉く人物に俟つあるは論無き所なり。

されば小店の小より國家の大に至る迄、苟も之を經營劃策するものは憂ひ、高材逸足の士を求むに在るは、啻に戰國諸侯の比に非ずとす。石田三成が佐和山の全祿を半ばして島左近を招致したるは古今の美談なりと雖、眞に島左近の如き人物あらば豈獨り石田三成を俟たんや。滔々たる天下、正に其氣概を有するもの亦尠からざる可く、人情の歸趨する所、蓋し察知するに難からずとなす。

天下の翹望^{しぼう}常に如斯くなるに反し人材は隨つて出づるものに非ず。之れを古今の歴史に求むるも何れの時代に於ける國家に於ても多士濟々たるは眞に稀、殆んど皆無と呼ぶも憚らざるべく、今日帝國の雄を以てしても果して幾何の偉材ありや。國士と稱せらるゝ、三百八十一の代議士は國民の知識也、傑出也。而かも其の何人が碌々たる瓦石にあらざる？ 昔者駿馬の骨を買つて千里の馬を求むる者あり。吾人は嘗て駿馬の骨を買ふに吝なる者にあらずとするも遂に千里の馬なくば如何せん哉。

人物の出でざる既に然りとす。或は千百年を待つて之れを期すべしとす。されど求めて止まざる吾人は徒らに千百年を待つての愚を敢てするを好まず。然らば果して如何。吾人は遂に其期待を教育に措かざる可から

ざる也。教育し、且教育し、人物の傑出を驥望^{*2}せざる可からざる也。

思ふて茲に至れば教育の任亦重い哉矣。

* 1 碌々 人のあとにつきしたがうさま。

* 2 驥望^{きぼう} 俊才の輩出を願うこと。驥はすぐれ

た馬、転じて俊才。

三

現代教育の弊は畫龍して點睛せざるに在り。佛像を彫刻して魂を入れざるに在り。形式は出來たり、外見は實に立派なり。東本願寺の山門の如く堂々とし雲霧を拂して聳^{そび}え金銀^{ちりばめ}鑲^{ちりばめ}られたりと雖、其處に本尊なくんば誰か之れを禮拜せん哉。誰か之れを尊しとせん哉。教ふる所は地理歴史數學の卑近より法律哲學文學の高遠なる理論に至る迄、凡て網羅せられざる所なし。其間課目の配列、教師の擔任、學舎の建築及諸設備往として至らざる所なし。而も其實蹟果して幾許か擧れる。小學を出で、中學を出で、高等學校を出で、大學を卒業する迄、殆んど人生の半を費して教育されたる者は其情態遂に如何。一高等文官試験に及第する者は未だ其可なる者なり。落第して一商店に僅かに雇聘^{*1}され戦々兢兢として其地位を失はん事を之れ恐れ娼婦の如く、又喪家の犬^{*2}の如く阿諛^{*3}追從して止まざるは、氣の毒と云ふも愚かなり、而かも夫れすら羸^みち得ずして

高等遊民として下宿の六疊にゴロ付く者江河の石の夥に比すべき也。之等は未だ卒業の光榮を擔ひ得し者、尚赦すべし。或は墮落し或は怠慢し中途退學の止むなきに至り、遂に心餓え氣衰へ亦再び立つ能はざる者殆んど學に志す者の半を占むと云ふに非ずや。

之れ直ちに社會の罪に歸す可き乎。將亦教育の罪に歸す可き乎。惟ふに今日の社會は完全と云ふ可からず。各方面に誘惑の無果樹は甘味の實を結びて青年の食欲を唆りて止まずとするも、之れに誘惑せられざるの精神にして青年の胸臆に牢固たらば、何ぞ其等を顧みる事を敢てせん哉。否反つて其等の溷濁腐敗せる社會に反抗し、革新の氣焰をこそ擧ぐ可き也。然り、然らば之れ教育の罪也。余は今日の教育が其形式を尊び精神を忘れたるの結果、天下の子弟は遂に誤られたる者と信ず。眞に今日の教育に雄渾なる精神の内に滂沱するものあらば何ぞ學生が陸續として如斯き悲慘なる末路を見るに至らむ哉。

* 1 雇聘 礼を厚く人を迎え入れ雇うこと。

* 2 喪家の犬 いわゆる「喪家之狗」、喪

中の家で犬が世話もされず、しょんぼりすることから、人がやつれてしょんぼりしていることのとたとえ。

* 3 阿諛 おもねりへつらうこと。

* 4 滂沱 涙を流し憂うこと。

四

現代の教育が精神を忘れたるは教育家は餘りに自己を卑下したるにあり。俸給を貰ふが故に學校に來り教科書を開いて仍而如件く生徒の前に饒舌り、饒舌り終れば歸る。今日然り明日亦然り十年尚一日の如し。而して先生と呼ばれ得々然として吾事終れりとす。何ぞ夫れ識見の高邁ならざる。教育家諸君は教育こそは天の人類に附與し得る最高の職務たるを知覺せざるか。釋迦彼れ何爲し者ぞ哉、人類に慈悲を教へたり。孔子彼れ何爲し者ぞ哉、人類に仁を教へたり。基督彼れ何爲し者ぞ哉、人類に愛を教へたり。吉田松陰、ペスタロッチを以てのみ眞の教育者となすは未だし。釋迦、孔子、基督乃至古今の聖哲は皆之れ前二者と共に人類に教ふる者にして、亦以て教育家諸君と共に齊しく教育者に過ぎざる也。

想ふ日蓮が松葉ヶ谷の僧庵を出で、鎌倉の辻に立ちて法華折伏の獅子吼を爲したるは毫も諸君が教壇に立ちて生徒に教ふると相違なし。唯相違する所あるは、其精神のみ。日蓮の教へんとする精神と諸君の教へんとする精神の隔絶のみ。諸君にして天下に子弟に教ふるに、日蓮の如き眞に燃ゆるが如き熱烈あらば何の異なる所か之れ有らん歟。

自己を卑下する勿れ、諸君教育家は唯我獨尊の地位にある者なり。天の美祿を食むもの也。人祿意とするに足らず、境遇憂ふるに足らず。古今の聖哲と共に一身を犠牲として惜まず。教へ且教へて止まずして諸君の教ふる子弟の中より一人たりとも千百年の偉材を出し得ば、吾人は古今の聖哲と共に諸君の効蹟を永へに

讀ふる者也。希臘の哲人は教へて云はく、『汝自身を知れ』と、諸君は今自己の尊さを知覺せざる可からざる也。

五

既に斯如し天下の教育者諸君よ、世界の氣勢は日本の晏如あんじよを許さず、而して會々岡田文相の云へりし如く、國家は人材を要求して止まず、將に諸君の熱誠なる努力に俟たざる可からざる所多し。而も過去に於けるが如く唯單に文字を教へ、學術を授くるが如き形式教育にて始終せんか、遂に吾人の希望は絶えん。吾人の希望の絶えたるの時國家は累卵の危にあるもの也。恰あたかも噴火口上に安眠するが如く、其爆發の危険恐る可きものあらむ。

然り諸君は今や國家將來の爲、憤然として猛省すべきの時機に逢着せり。天下の子弟をして大西郷たらしむるも、一介の腰辨たらしむるも諸君の掌中に在り。要は尊き諸君の天職に俟つものなり。冀こいねがわくば古聖哲の如く偉大に熱誠に心火の焰を以て天下の子弟の惡心を燒き盡して其一人と雖、墮落怠慢せしめざらむ事を期せられよ。諸君の正義恩愛の牢固たる精神を直ちに傳へて以て教育界の刷新を圖られよ。精神より精神へ、建設より建設へ、突進せられよ。之れ余が切きつにの諸君に望む凡てなり。

*1 晏如あんじよ 落ち着き安らかなさま。

五 大正六年七月一日 著者不詳 「我黨の本領」(『大民』第二卷第七号 宣言)

我黨の本領

(一)

生命もいらぬ、名もいらぬ、金もいらぬと云ふ人間があつたら、吾人は其人の爲めに裳の塵を拂ふ事*1を辭しないであらう。斯くの如き人にして始めて能く億兆を濟ふ*2に足る。

吾人が本誌に依つて期する處は、滿天下の青年諸君と相砥礪*3して以て、斯の如き眞骨頭(つゞ) *4ある人間を作る事である。今日の青年は唯だ知見の足らざるを之れ恐るゝの念に忙殺されて、人間たるの基礎を作る事を全然忘却した。此の如きは賢こからんとして却て愚に陥るものである。即ち知見の奴隸となるものである。人間の根本要素は、字典の如くに知見を網羅する事*5でなくして、眞の大智識となる事である、眞の靈智を開く事である。而して知行合一の人たらん事である。*5

(完)

昔は支那の慷慨家、「長安の少年遠圖無し畢生唯だ期し執金吾」と謡つて、當時の青年輩が志の小なるを罵つた。今日大正の青年は代議士となつて、議會の野次馬となる事を畢生の志望として居る。經世家、政治家なら未だしも丈夫畢生の志望たるにも足るが、民論の火葬場たる議會の野次馬を一生の志望とするに至つては、二千年前(今迄)の支那少年輩にも劣つた意氣地無しではないか。

併し之を今日社會の實狀に見れば、議會の野次馬たるを期する青年は最上等の部で、大多數は一日も早く學校といふ智識の監獄を脱して世間並みの月給に有り付かうと唯だ夫れのみを考へて居る。彼等は生活の威嚇に萎み切つて唯だ安全なる衣食さへ得れば足れりとするのである。社會は、日に逼迫の状態に入り、我等の生活が日に困難に赴く。青年は此の生活難に苦められて意氣銷沈して了つた。衣食に没頭して餘裕なき國民は減ぶる外はない。大正の青年は茲に振返つて先づ人間たるの基礎を作らなければならぬ。

* 1 裳の塵を拂ふ 相手に高い敬意を払うことのたとえ。 * 2 億兆を濟ぶ 日本および世

界の人民を救済する。 * 3 砥礪しれい とがみがくこと、切磋琢磨すること。

* 4 眞骨頭 眞骨頂の誤用か。柴田徳次郎の著書にしばしば用いられる。

* 5 人間の根本要素は、字典の如く、而して知行合一の人たらん事である このセンテンスは、「國士館設置の主旨」に通ずる教育觀を示している。

(二)

明治維新以來未だ今日程に青年の元氣が萎靡した時代はないのである。大正維新の埠頭に立つた青年が、斯く迄意氣銷沈するに至つては、極東日出國六千萬蒼生の運命は危い。藩閥政府の興亡といふが如き小問題ではない。日本國の大問題である。世界の大問題である。智識の七ツ道具を揃へても之を肩にする英雄武藏坊が無くては、此の智識は生きた働きをしない。理義明晰に名分を正すといふ事は、智識を羅列する事ではなくして、此の智識を身に體した人間の精神が活動する事である。大正の青年は軟弱な肉と生白い皮膚を飾つたが、肝腎の骨が無い。内に堅實なる志操なくして唯だ賢こからんとする者は、些細な煩悶に出會つて忽ち墮落する。

今日雜誌書籍の出版は汗牛充棟^{*1}猶ほ足らざる有様である。併し其の何れも唯だ知見を追うに急にして彼の青年の志節を磨き、眞骨頭^(マコ)を固め、偉大なる心靈の修養に資すべき物は殆んど皆無の状態である。此の如き出版物は凡て利の爲めの商品たるか、將た文弱なる青年の玩具たるか、若くは權者強者の走狗となつて烏^{カラス}を鷲^{サギ}と言ひくるめんための機關たるに過ぎぬ。

我等同人は、此間に立つて生命もいらぬ、名もいらぬ、金もいらぬの「三不用主義」を實現せんが爲めに呼號するのである。今日の青年に必要なは、高遠の哲理でもなく、豊富なる感想でもなく、唯だ毅然とし

て守る處あるの雄渾なる氣魄^{*2}である。今日の青年は智識に食傷し、文藝に中毒した。彼等に取つて第一に必要なるは、窮して亂せず富んで淫せず。天下の廣屋に居り天下の正位に立ち^{*3}而して威武も屈する能はざる頑固至極の精神である。萬能ありと雖も一心足らざるものは、無用の長物である。今日の青年が履みつゝある路は最上の結果に於て猶ほ腐儒たる以上に出でざるの邪路である。今日の青年は餅菓子に食傷して居る。我等は諸君に麥飯と味噌汁を饗せんとするのである。今日の青年は養生法に熱中して却つて滋養物の中毒に罹つた。養生法の秘訣は、滋養物を食ふ事ではなくして、不養生をしない事である。胃を寛うして以て體を養ひ、氣を寛うして以て心を養ふといふのが、達人の養生法である。今日の青年は狝猴冠的の西洋模倣文明に中毒して餘りに多く學問を詰め込み過ぎされた。之が爲めに却つて人格の骨子を作る事を忘却した。

*1 汗牛充棟 蔵書の数の多いことのとえ。 *2 氣魄 後に「四徳目」の一つに数えら

れる教育指標のへんりんが、かいま見られる。 *3 天下の廣屋に居り天下の正位に立ち

『孟子』滕文公章句下の「居天下之廣居、立天下之正位」に依るか。

(三)

據つて守るの城廓無き者は、一敗地に塗れて空しき骸と化して了ふ。今日の青年は據つて守るべき志節を

有つて居ない。我黨の着目するは此點である。舉世滔々浮薄なる間に立つて、頑強に人間たるの本領に立て籠り、茲を根據として進んで一代を指導せんとするのである。今日は情實纏綿して一見明白なる理論も通用しない程に墮落した世の中である。我黨は腐儒の如くにして、策略の爲めに將た陰險な手段の爲めに泥棒猛々しい理窟を説く事を好まない。唯だ純真無垢、何等情實なき束縛なきの身を以て直截に明白なる鐵案の打撃を此の社會に加へん事を期するのである。我黨は、同志相依り、共同の資力を以て此の雜誌を經營して居る。已に一ヶ年の苦闘を通過して一難毎に一倍の元氣を發揮し來つた。我黨は、國家を維持するものは唯だ情實に束縛せられざる純真なる青年の意氣に在る事を確信する。

之を今日世間並みの眼より見れば我黨の行動は不思議でもあらう。愚かしくもあらう。然り我黨は自ら大愚を以て任ずる。大愚は遂に賢者に優る。國家は常に大愚の偉人に依つて維持せらるゝ。明治の新天地を造り上げた二大偉人、南洲海舟の大愚を見よ。今日の日本に一番缺乏する處は、大愚の偉人である。策士と稱せらるゝ賢者が跋扈して智と智と相剋する處、常に國威の毀損となる。

(四)

我黨は告白する。此の雜誌は一毫も他の機關たる陰影を帯んで居ない。次に我黨は誌上の論議に依つて何等かの私利を營まうといふ念は決して無い。我等の期する處は滿天下の同志と共に、國家を脊負つて立たう

といふのである。故に此の雑誌は我等が發動の一形式たるに過ぎぬ。我等は更に大なる各方面の實行に入るべき準備中である。政權の爭奪や、代議士當選や成金や、斯くの如きものは決して國家を脊負^{*1}つて立つ事ではない。唯だ大なる人格と熱誠とを以て一代の人心を風化誘掖するの大精神ある者にして始めて能く國家を脊負^{*}つて立つ事が出来る。五尺の貧相な小男が破屋に子弟を集めて教化を垂れた結果が維新の革命を捲起した。之が吉田松蔭の國家を脊負^{*}つて立つべき形式であつた。八寸の筆能くスラブ民族の理想を闡明して國民をして歸する處を知らしめた。之がトルストイの國家を脊負^{*}つて立つべき形式であつた。自ら信じ自ら任ずる者は絶對の強者である。我黨は今後如何なる形式を取るにもせよ、凡て夫は國家を脊負^{*}つて立つべき精神の發露である。我黨は敢て他の助力を仰ぐを憚る如き臆病者ではない。併し夫は主義に投ずるの資力としての絶對無條件の助力である。かくして我黨は同志諸君と共に日本國の骨髓たらん事を期するものである。同時に世界の指導者たらん事を期するものである。

* 1 我等は更に大なる各方面の實行に入るべき準備中 この予告の四か月後に、国士館の設置が宣言される。

* 著者不明だが、柴田徳次郎の執筆と推定する。

六 大正六年七月一日 著者不詳「先づ人を作れ」(『大民』第二卷第七号)

先づ人を作れ

人有つて始めて、法が活用される。制度如何に完備した處で、確りした人間が無くしは^(て脱カ)実績が擧がらない。今日一部には普通選挙が行はるれば、日本の政弊が一掃されて一般人民の権利が伸張され直ちに黄金時代でも來る様な議論もあるが、我輩を以てすれば、日本人が自分の意志を以て其の選挙權を行使する時代が來ない以上、從來の政弊が到底除かれ得ないものと思ふ。今日、日本人の多數は、意志の無い生物である。日本人は能く團結するといふが、意志なき者に團結のあらう筈がない。唯だ雷同あるのみ。一人の發頭者が出れば、ワーと一同に之を唱和する。彌次馬根性と言ふので、人間として最も劣等階級に屬するのである。

故に今日の急務は何よりも先きに自由意志ある人間を作る事である。之を成すには今日未だ何等社會的情實の弊風に染まぬ青年に求むる外はない。青年は國家の元氣なり。希くは今日の青年諸君、先輩の型に囚はるゝ處なく、大正維新を自らの手に成就するの精神を養成せん事を希望する。我黨が頑固主義を標榜するの眞意は茲に在る。此の頑固の意味は、氣節あり、其の是とする處を一步も枉げぬ、頑強堅實な人間を言ふのである。一にも策略、二にも策略、逆取順行の策略なりと稱して、其實、變節賣操、娼婦の態を學ぶ事が當

世流である。此の如きは社會の表面に立ち、他の代表たるべき者の取るべき道ではない。女迄が「新らしき」を標榜する世に、青年諸君何ぞ奮起して、純眞無垢、自由意志の新代人とならざる。

(完)

七 大正六年七月一日 柴田徳次郎「如何にして國民の元氣を振起すべきか」

〔『大民』第二卷第七号〕

如何にして國民の元氣を振起すべきか

柴田 徳次郎

(一)

他の動物に見られぬ、特に人類にのみ働く高尚な精神作用が有る、之を名づけて犠牲心^{*}と云ふ。

現代はなか／＼理窟の多い時代で、思想とか、戀愛とか云ふ事を、今更らしく業山に云ひ囃やして居る。犠牲とか、獻身とか云ふと、如何にも無思想な、舊世紀の遺物の様にけなして居る。

併し、けなす者こそ、けなさる可きではあるまいか。思想家なるものが、場當り演説の一つや、駄文の二

つ三つで品切れにならぬ位のこと、夫れで足る者とすれば殆んど議論の外であるが、キリストの如く、釋迦の如く、生命ある思想家は何れも犠牲心の權化ではないか。戀愛にしろ、損とか得とか、算盤玉に乗る物ならば兎も角、打算を超越した物とせば、尚又兩姓(マツ)より更に進んだ對人對國家の戀愛に至つては、家をも身をも打忘れ、命までも叩き込んでこそ初めて全うし得らるゝではないか。

*大正六年三月、ロシアでは二月革命勃発、ニコライ二世が退位、一月には労農の武装蜂起によつて一〇月革命が勝利した。この年、七月一日に刊行された『大民』第二卷第七号は卷頭に「撰擧權擴張運動開始檄」を掲載、続いて青年大民団の「宣言」として、「我黨の本領」を掲げ、これらに続けて、この論考を掲載している。筆者は主幹・柴田徳次郎と明記されている。

*1 犠牲心 柴田徳次郎が、道德の最高価値として掲げるもの。それを本文中では、「打算を超越した物」「家をも身をも打忘れ、命までも叩き込んでこそ初めて全うし得らるゝ」と、説明している。

人間の美德は犠牲心の發露に外ならぬ。東西古今の學者が、異口同音に高唱する處の、知仁勇なる美德も犠牲心の働きを指すのである。茲に己れの食ふべき一片の肉が有るとする。然し周圍を見ると、己れよりは

一層氣の毒な饑へた人が居る。可愛想だ分けてやらうと思ふは仁である。其を判断するは智である。知って斷行するは勇である。美醜を感じる感覺は他の動物にもある。鬭争の氣力は他の動物にもある。而し氣の毒なりとして我慾に克つて、他を思ひやる高等なる精神作用に至つては、實に人類獨特で有る。

一片の肉を分つ心が、更に修練されて多少の財を分つ心となり、更に一身を擲つ域にも至るので有る。

人間は神たらんとして進化の歩を進めて居る。神とは犠牲心の異名で有る。即ち人間は犠牲者たらん事を進化の目的として居るので有る。動物と人類との區別は犠牲心の有無で有り、人類文野の區別は犠牲心の厚薄で有る。優秀なる人類とは犠牲心の旺盛なるものを云ふので有る。

(二)

犠牲と云ふのは、通俗に云へば「シバラ自腹を切る」事で有る。やらなくとも、誰も咎めもせず、又無論やるべき責任が有るではない。自分から進んで、己れの血を絞つて人に吞まする事で有る。自分の苦痛を顧みず、楽しんで肉を裂いて食はする事で有る。

自分が掘らずとも、誰か掘る可き石炭を掘り出して散財する事ではない。自分が絞らねば何人も絞る事の出来ぬ脳味噌を絞つて人を賑はす事で有る。自發的のもので有る。人格的のもので有る。獨創的のものである。子女が親を慕ふのは、親には子女の爲めに一身を犠牲にする精神があるからである。青年學生が田舎から

東京に出る。そして學校を卒業して良い地位にでも就くと、第一に飛ぶが如くに田舎に舞ひ戻つて、羅漢ラクハンの如き父母を訪ふので有る。同様に犠牲心有る人々には幾多の子女が敬慕の心を寄するので有る。呼ぶに豪傑を以てし、偉人を以てし、聖人を以てし、神を以てし、生佛を以てするのである。力有る人、光有る人、死せざる人とは此等の人を云ふので有る。

(三)

近年我が國民の元氣が萎靡＊して來た。之を如何にして振起す可きかと云ふ議論が盛んで有る。之は犠牲心を鼓吹するより外に道はない。利己主義では不可ぬ。私欲的の個人主義ではいかぬ。國民の各階級を通じて犠牲心を溢あふれせしめ、同胞國民の爲めに盡すと云ふ風を起さなければ、國民の元氣は振起せぬ。

如何に貴族が澤山居つても、自家の安を偷ゆすみ、國民を踏み臺にする如き有様で有つたなら、又、如何に富豪が錢を積んで、國富の増加を見た處が、私腹を肥さむが爲めに國を賣る如き事でも有つたなら、國民一般が唯々として法定の租税だけを納めて、能事終れりとする如き有様で有つたなら、支那の清朝時代、露國の帝國時代と撰ぶ處は無い。

何處に光榮ある日本帝國が成立すべき根源があるか。よし國は貧しく地は狭く、人は少くとも、奈翁＊の暴虐に抗して振ひ起つた普魯亞＊の國民の如く犠牲の精神に燃えたならば、又、今回の對獨戰に表しつゝ、ある佛

人の犠牲心有らば、或は英國貴族の獻身的愛國心有らば、國家の基礎は大盤石となるべきである。

渡邊子の如き、田中伯の如き貴顯の地位を利用して私慾をのみ計らむとする貴族を有し、芋蟲の如き、國家の肥料を盗み貪って獨り肥へたる富豪を有し、牛馬に劣り枯渴し盡せる生活に蠢動せる國民のみの日本の現狀を打壊せざれば到底國民の元氣は振起せぬであらう。

*1 萎靡いび 衰え元氣が失われること。國民の活力が失われていること。三の「一周年を迎へて」でも「萎靡の習」として使用されている（本書八〇頁）。柴田徳次郎の論稿でしばしば好んで使用されることから、著者不詳の論稿のうちから柴田の論文を特定する指標の一つとなる。

*2 奈翁 ナポレオンを意味する。

*3 普魯亞 プロシア。

(完)

八 大正六年八月一日 著者不詳 「吾人の態度」(『大民』第二卷第八号 宣言)

吾人の態度

一

吾人の態度は簡單明瞭なり。一言にして盡く。曰く「吾等は眞に往くべき處に往く」之れのみ。

此の如きは固より言明するの必要なきが如し。然れど、今日の社會は、吾人をして此の如き白明の態度を殊更らに宣言するの止むなきに至らしむ。

何ぞや、今日の社會は、凡て其の眞に往くべき處に往く能はざる者に充てり。幾百の評論誌は、殆んど凡て貴族官僚の從屬たり。皆之れ羊頭狗肉の質なり。彼等は大勢の趨く處を知らざるに非ず。唯情實と其の所謂策略と稱する陋心*₁との爲めに枉げて此處おもむに赴くなり。茲に於てか世間或は、「吾人の本旨とするは、純眞なる青年の面目を發揮するに在り」と説くに満足せず。先づ其の態度を語れと迫る。然れど此の如きは、餘りに明白の事にして、吾人は寧ろ斯の如き質疑を異とするのみ。

吾人の進むべき路は唯だ一のみ。社會に致して大正青年の誤らざる道を開拓するにあり。空疎抽象の高遠らしき理想を標榜するが如きは陳腐なり。吾人は政治に没頭する者に非ず。社會政策に没頭する者にあらず。頽蕩文學*₂に耽溺する者にあらず。唯だ社會の趨勢に立脚して其の進むべき路を進むのみ。大民は此の進路を開拓せんが爲め、將た同志相提携して全社會を動かすの運動を起さんが爲めに生まれたり。

*1 陋心ろうしん

せまい、いやしい心。

*2 頽蕩 頽唐くずれ落ちるの意か、頽廢の誤用か。

二

吾人は、政治、經濟、外交、軍事、殖産興業に對して逐一其の主義を宣揚するの煩を爲さざるべし。唯だ我等の進路に横はる障害は何物たりとも容赦せざるべし。我等は先づ社會全般何物にも適應して足るべきの眞骨頭*1を磨き成さんを期す。之を一面より見れば、新代を批判して何等拘束を感せさるべき第二維新の浪人たり。將た、此社會に對する嚴正公明なる監査役たり。進んでは一世の木鐸たり。

*1 眞骨頭 眞骨頂の誤用か。その眞価を發揮する姿。本来の姿。眞面目。柴田の論稿にしばしば用いられ、著者不詳の本書を柴田徳次郎著と特定する指標の一つとなる。

三

國家の興廢は、青年の意氣にあり。試験と糞勉強と、而して神經衰弱と自暴自棄と墮落と自殺とは亡國の兆なり。茲に於て吾人は人間の骨を作るべきを力説し、精神修養を説くの必要に會せり。然れど、吾人の修養は之を世界の大勢に鑑み、文化の趨歸に探り、社會の必要に慮る。彼の道學者の倫理講義の如き、宗教家

の精神講話の如きは、多く、世と時とに識別なく舊株を墨守する死學のみ。畢竟腐儒の題目のみ、之を活社會^{*1}に應用するの力なし。故に吾人の攻究せんとする處は、實世間に處するの活學^{*2}なり。人間としての價值あるが如きも、今日の世に用ゐる處なき者の如きは、社會的死物なり。故に吾人の修養は、徒らに慷慨悲憤大聲罵詈^{ばり}を快とするが如きの陋を學ぶものにあらず。節を祈り、屈して而して伸びるの大勇斷を要す。等しく慷慨家たりとするも、明治維新の慷慨家と大正維新の慷慨家とは形を異にし質を異にす。彼は島國的なり。之は世界的なり^{*3}。世界的なる故に世界の大勢に乗ずるの必要あり。其の精神を注ぐべきの中心亦是より生ず。愚教師、煩鎖なる而して統一なき科學知識を埋め込みて、唯だ其の量の多からざらん事を之れ虞^{おそれ}り。愚生徒、亦其の鵜呑みの量多からざらん事を之れ恐れて、胃囊の自殺となる。斯くの如くんば、其の當世に行はるべき處、千の一にも及ばずして唯だ科學の奴たるに終る。人間豈に科學の奴たるべけんや。吾人は先づ人の人たる所以を考へざるべからず。吾人は茲に大なる自然主義を唱ふ。腐敗を救ふ事は唯だ自然に復して、其の本來を闡明するに在り。

* 1 活社會 前掲註の「活事」(七四頁)、「活生涯」(七七頁)や次註の「活學」に相通するものがあり、柴田徳次郎が好んで用いた用語である。

* 2 活學 「國士館設立主旨」(『楓原』創刊号、「國士館史関係資料の翻刻並びに補註」第一卷四号

に所載)とほとんど同時期に出された、いわゆる「活學」の宣言に先んずること三か月前に執筆された文言であり、注目される。自らの学問教育のあり方を、「吾人は人間の骨を作るべきを力説」するとし、「精神修養を説く」が、「道學者の倫理講義」や「宗教家の精神講話」は「世界の大勢」「文化の趨歸」を知らぬ「死學」であると批判し、「實世間に處」し、「今日の世に用」いられるものでなければならぬ、と主張する。

*3 彼は鳥國的なり。之は世界的なり 明治維新の先覚者(彼)と「大正維新」の担い手(之)たらんとした自らを比較し、世界の趨勢に遅れることなく、むしろそれに乗ずる姿勢の必要性を説く。

四

唯だ吾人は智及ばざるあり。力足らざるあり。茲に先覺に聴き衆智を集め、衆心を併はせ、以て、吾人の蒙を啓き、指針を定め、力を起して自ら更新の先頭者たるを期す。之を以て自ら任ずるのみ。

希くば畏るべきの人たらん

上は國臣より下は賤夫に至る。邪智奸佞、節を賣り、信を賣り、友を賣り、唯だ他を陥れて自らを利せん事に腐心し、外面羊の如くして内狼心を藏す。斯の如きは眞に、恐るべくして憎むべし。頑強率直、直截

ちよくさい

明白なる者のみ眞に畏るべくして又敬すべし。吾人は恐るべきの人を憎む事甚だしく、畏るべきの人を敬する事甚だし。今日の青年は、曖昧、不得要領、柔弱、不斷の安易なるが如きを欲して明白率直の勇氣を恐る。世間或は我黨を恐る、ありと、何ぞ夫れ意氣の衰へたる、深窓に閉居するを好みて街頭に闊歩するを物恐ろしと感ずる神經衰弱の儒者なり。枉くべからざるの理により、他の無禮に激して鐵腕の制裁を加ふるが如きは暴なりと雖も恕すべく。青年客氣の進^{ほしむ}る處、時に萬止むなきを見る。此の如きは寧ろ淡如^{ちやうたかま}りなきの心事より來る偶發行動のみ。彼の豫め謀つて他を陥れ他の名を嫉み、友を賣り、節を賣るが如きに比して何の恐るべきあらんや。恐るべきを求むる勿れ。唯だ畏るべきを求めよ。恐るべきは惡なり。畏るべきは敬より來る。

吾人は頑固を標榜す。然れど、こは頑冥^{まこと}不靈^{まこと}時代を知らざる如きの偏屈を云ふにあらず。舉世滔々柔弱怯懦^{きよ}なるに對して、假りに頑固趣味を鼓吹して一明の起死回生の精惱を投ぜんと欲するのみ。其の實に就て言へば、天真、純朴、欺かず飾らず、唯だ男子本來の面目を赤裸々に發露するのみ。眞に之れ自然の子、小兒の心を抱ける大人たるを期するのみ。然れど、吾人は新代の人なり。豈に野獸の行爲を學ばんや。禮節と温情とは、努めて之を修養せん事を期す。粗服すと雖も不潔ならず。壯語すと雖も、漫罵せず。飽迄堅實眞摯を勵むのみ。相會ひ相語るや、腹藏なく邪念なく春風面を拂ふの情味あり。唯だ内毅然として守る處を失はず。之れ以て畏るべくして且つ敬すべきの人たるを得んか。若し夫れ、毎月第二土曜日午後の頑固會に於て

之を實見せば、吾人を恐る、者の其の誤れるを見ん。吾人は七分の犠牲と三分の俠氣を以て遠來の客を遇するに吝ならず。

* 1 淡如 たんじょ

あつさりとして執着のないさま。

* 2 頑冥不靈 がんめいふれい

かたくなで物事の道理に暗く、

無知なこと。

* 3 怯懦 きよつた

おくびょうで、いくじがないこと。

男子一片の志

「男子一片の志」。斯の如きは甚だしく陳腐なる語として遇せられる。然れど、人間の生命とする處は、常に此の漠然たる「男子一片の志」に在り。之なくんば吾人は死物なり。國命を維持するものは青年の意氣なり。青年の意氣とは所謂「男子一片の志」なり。今日の青年にして多少たりとも發奮興起する者「我は何を爲すべき」と苦慮せざるはなからん。此の如き苦慮は畢竟「男子一片の志」より發す。唯だ青年に在つて此の志は極めて漠然たり。漠然たりと雖も之れ璞玉なり。磨かば光り八表に被せん。何事ぞ。今日の不良老年、青年の志を指導するの明なくして、唯だ之を危険なる青年の客氣なりとして、其の空疎を咎め、其の發展を抑へ、遂に之を卑屈なる一事務の才たらんに終らしむ。目糞鼻糞相罵るを快とするが如き不良老年は國家の大害なり。

唯だ吾人は、男子一片の志を以て相集まり、此の志の何たるかを究め其の赴くべき眞の進路を開拓し其の學ぶべき勉むべき處を精勵せんことを期す。今日の青年稍もすれば、其の學殖足らざるを恐れて意氣屈せんとす。然れど古來の哲人尚ほ其の知識を以て海濱の一貝殻に比せり。智を極めて後、起たんとせば、人間遂に起つの機なし。今は智の時代にあらず。解り切つたる智を實行するの勇者なき卑屈時代なり。「男子一片の志」唯だ此の病處に投じて起つべきのみ。

*著者不詳だが、柴田徳次郎著と推定する。

(完)

九 大正六年一〇月一日 著者不詳 「希くば偉大なる人格の聲を聞かん」

〔『大民』第二卷第一〇号 宣言〕

希くば偉大なる人格の聲を聞かん

君子は器ならず^{*1}。唯だ人格の價値を有する者、始めて能く眞の君子人たり。一藝に通じ一能を備ふる者、天下に充ちて人は悉く器たるに終らんとす。少しく専門一科の學に通ずるとも、斯の如きは、其人格と交渉なし。而かも今のごとは此の如き徒を最高權威と稱して社會の木鐸と仰がんとす。要するに彼等は一個の技手のみ。人は知らむ、天を知らず、其の知る處は局部の説明分析なり。

佛家は^{*4}大なる人格者を大智識と呼ぶ。然り此の大智識こそは人生の最高權威者なり。憲法學者^{いんぽくか}幾何か憲法の理を説くも、一國憲政の實は擧らざるなり。説く處遂に行はずしては止まざるの大氣魄ある者にして始めて權威を得べし。徒らに理を重ねて枝葉の詮索^{せんさく}到らざるなきが如きは、大本を忘れて理を弄^{もてあ}そぶの僻事^{*5}のみ。「余が智識は濱の眞砂の一粒にも當らず」と嘆ずるの謙抑^{*6}ありて始めて大智識となるを得べし。要するに、一切の價値は其人格の發露に俟つべきのみ。

*1 君子は器ならず 『論語』爲政に、「子曰、君子不器」とある。器物はそれぞれ一つの用に適し

他の用をなさぬが、君子、すなわち徳のある人格者は、特定の分野だけに偏らず多方面にわたる全人的完成が大切であることを述べたもの。同時代の教育者新渡戸稲造も、大正五年一〇月発行の『自警録』で、「むかし孔子は、『君子は器ならず』といったが、學者はとかく器械化しやすい。(中略)

今日のごとく功利的思想のさかんなる時代においては、人となりは一人前ならなくとも、仕事の効果さえ挙ぐるを得ば人として生まれた甲斐ありと信じ、仕事に重きを置いて人となりを顧みぬであらうが、しかし、真に偉大なる効果を挙ぐる仕事師は、その人格においても人並み以上たらねばならぬことがだんだん分かつて来はせぬか。」と述べている。

導者。 * 3 技手 ある特定分野の技術者。 * 4 佛家 仏教界。

* 5 僻事 ひがごと まちがったこと。心得ちがいのこと。 * 6 謙抑 けんよく へりくだって自分を抑えること。

二

徳行を離れたる智は多く邪智に陥り、將た分析の遊戯に墮するのみ。今日科學萬能を唱ふる者は、唯だ物の存在する状態を分析説明して、人生の要求、此に盡きたりとする患者のみ。因果を思はずして唯だ存在の形のみを見るは、低能者の事なり。基督を説き佛を説く者、其の奇績を數ふるの陋を止めて、猶ほ其の心事の廣大無遍なるの一點に千萬語盡しがたきの靈光を讀するに足る。奇績を説くが如きは人に邪智を教ふるものなり。

今兩者同一の理を説くも、甲者は萬人に聽かれ、乙者は一人の聽者を得ざるは何ぞ、人は理にのみ聽くに

あらず、其の人格に服するなり。人格の偉大なる者は、平凡の語を爲すも一言一句生きて他の肺腑＊3に徹し、他をして、反対すべきの理を忘れて、自づと畏敬拜跪＊4せしむるに足る。人格の力は猶ほ催眠術の如きか。

人に長たる者は、常に智に依らずして徳に依る。智は借るべし、徳は借るべからず。其は韓信、漢の高祖に向つて陛下は將に將たるの資なりと言へり。高祖、智に於て韓信・蕭何・張良＊5に如かず。唯だ偉大なる人格能く三人を容れて餘りあり。即ち彼は王者の徳を備へたるなり。人は智を求めて智に役せらる。辯舌＊6を學んで其の語風遂に俳優の態に陥り、文あつて質なく、功を弄して却て人を服するの權威なきに終る者滔々然り、赤誠＊7逆る處、神を泣かしむべし。豈に國會議場の辯舌に巧拙＊7を説くの愚を爲さんや。今日の政治家代議士、人格を忘れて策略を見る。此に於て其問題は巧に拙局＊7し、駈け引きに終る。遂に之れ小智の托言＊7のみ。唯だ他を欺かん事に腐心するのみ。英雄時々人を欺くべし。策士遂に世を欺き得べけんや。

* 1 陋ろう 心が卑しいこと。 * 2 讚するに足る 賞賛するだけの価値がある。

* 3 肺腑はいふ 心の奥底。心底。 * 4 拜跪はいき ひざまずいておがむこと。

* 5 韓信・蕭何・張良 漢の高祖に仕えた功臣。三傑と称せられた。

* 6 偉大なる人格 ここでは漢の高祖を指す。 * 7 托言たくげん かこつけて言うことば。

三

人生の萬事は自己信念の發動のみ。身先づ哲人となるの勇氣と覺悟なくして、哲學を以て單に思索の遊戲視する者、所謂今日の哲學者なる。理豈に能く天地人の神祕を説き盡すべけんや。哲理といふも、其實は符號を借りて發現されたる人格の信念のみ、單なる推理にはあらずして、神人の感應默契なり。宗教心を離れて抽象にして獨存するの哲學なるものあらんや。哲學存するに非ず、唯だ哲人存するのみ。哲人有つて始めて哲學生ず。

花に氣品あるが如く、文學にも權威あり。權威能く他を支配するの文學にして始めて大文學たり。其人を見れば、平凡何の感なく權なく、何等の品なくして、其作のみ能く偉大の靈力あるを期するが如きは未なり。文學の生命は人格の靈氣其作中に籠る處にあり。描寫と形式の如きは深く問ふのは要せざるなり。今日の文學が卑小何んの與ふる所なしとして社會に見限らるゝは、作家が人格の成育に努めずして唯だ形式と描寫に苦心する爲めのみ、形式と描寫とは遂に靈氣を呼ばず、威力を生ぜざるなり。將た救済を齎さざるなり。

世間物識り顔の徒相唱和して曰く、「今や世は英雄を要せず唯だ衆力を要す」と。其意には偉人を要せず、凡庸團結すれば足るとするが如し。斯の如きは大なる誤謬なり。世は常に偉人に俟つのみ。唯だ偉人の行動も實現の形式に於て昔日の如く一騎打ちの伊達を競ふ能はずといふに過ぎず。偉人の無くして何事か發展を期すべき？、人生は算數的にあらず。一偉人の力能く一代の及ばざる處を成就するは全然亦然り。

* 1 默契もつげい 無言のうちに心が一致すること。

四

試みに思へ、今日の日本人は偉人を思ふ事切なるに非ずや。野に遺賢*1あるを憂ふる時代にあらずして、有らゆる方面に於て大任を托すべきの人物拂底に困却するの時代なり。一市長に事缺かき、一大學長に事缺かき、熟々*2人物拂底に嘆息するの時代なり。文明の美しくしき肌を得んとして明治は骨格の必要なるを忘れたり。智は借るべし、人格は借るべからず。吾人は決して美しくしき文明の肌を忌むものにあらずと雖も、骨なしの文明は忽ち倒るべきを思ふものなり。我等は一方に分析説明の技手を作ると共に他方偉大なる人格を作るを忽*3如に付すべからず。人格は靈力なり。之を養ふ事、教科書の朗讀に望むべからず。

* 1 遺賢いげん 人に知られず、主君にも用いられず民間にいる賢人。

* 2 熟々 つらつら、とくと。 * 3 忽如こつじよ 忽諸こつしよ（なおざり）の誤りか。

(完)

一〇 大正六年二月一日 此木田頑石「苦學の思い出」〔『大民』第二卷第一二号 藝欄〕

道邊の草^{*1}
(承前)

此木田頑石^{*2}

苦學の思い出

(一)

日曜日は、學校がないから、牛乳を飲んでくれる得意を勧誘に出る。普通の、台所口から覗いて、聲を掛くればよい様な、中流以下の家庭への勧誘なら、午後の空瓶取りの配達の際に、心掛けてやればやれぬ事もない。

而し、そう云ふ家庭は、量も少し、値も従つて安いそれから、たわいも無い世辭や、無駄口の一つも利く者でないと氣が合はぬ、僕の様な、田舎出の書生さんには、一寸不向である。

大家や、名士の家庭に、頼みに行く事にした。同郷の先輩であり、大變情に厚い大豪傑と云ふ話を聞いて居たから、赤坂の靈南坂に、頭山先生^{*3}を御訪ねした。

夜の八時頃であつた。玄關に立つて、案内を頼んだすると、上れとの事である。二階に通された。まるで

夢でも見て居る氣で、豪傑とは、どんな方であらうかと、いろ／＼と想像し乍ら待つて居た。

部屋は、確か八疊敷位でもあったらう、十六燭光位の電氣がついて居た。案外暗い氣がした。暫くすると、足音がして來た。やがて階段を踏む音がする。どしんと一つ響いた。五分間程して、又どしんと云ふ音がした。一足二足上る音である。一足と次の足の間が、五分づゝもある様に、大きいように、ゆっくり、力強く響いた。

挨拶を終つて少し頭を上げて、じつと正面を見ると、金縁眼鏡をかけた、殆んど形容の出來ぬ様な、今まで會つた人の中の何人よりも、氣高い、しかし、温か味の豊かな、端然たる姿が眼に映つた。

殆んど物もろくに云ひ得なかつた。唯、牛乳配つて學校に行つて居ると云つた。すると、金でもいればやらうか？

と云はれた。僕は殆んど返事に窮した。やつとの事で、金を貰つても、雨溜りの水の様に、一時きりで、すぐ無くなります。それよりも、牛乳を飲んで下さいと頼んだ。

すると、

牛乳は飲んで居るが、あれは滋養に飲むのぢゃからと云はれた。つまり、滋養に呑むのぢゃから、何處の牛乳だか、よくも知れないものは一寸飲み難いとの意味であつたらう。

之が紙とか、下駄とか、見ればよしあしのすぐ知れるものとは違ふ、信用ある店なり牧場からなり取らね

ば、如何なる衛生に有害なものがあるかも知れぬ、實に道理至極の御言葉である。

而し、其時の僕は、非常に困って居た。氣も劍しくなつて居た。こう云ふ道理の分る様な、ゆとりのある心ではなかつた。早速、

先生は滋養とおっしゃつたけれ共、私は命の問題です。つまり、滋養とは、いくらかは、僕の境遇から見れば、贅澤であると云ふ考へを漏した。すると

うむ

と云つて、微笑を漏して、うなづかれた。

其夜はそれで歸つた。少し間置いて、又御訪ねした快よく會つて頂いた。例の牛乳を頼んだ。すると、手を叩いて、下女を呼んで、

峰を呼べ

と云はれた。奥さんが御出でになった。

牛乳とつてやれ、

と云はれた、すると奥さんが、四谷の松永と云ふ、知邊から長い事取つて居る、一寸やめにくいがと云はれた。すると、

とつてやれ、

と二言云はれた。奥さんも、快よく、それでは貰ひませう、何處の牧場かとの御尋ね故、牧場の名を云って、電話は、新橋の二七の十四をさかさまにして、二七四十番ですと、とんな事を言った。先生も奥さんも、にっこりと笑って居られた。實に、今にして思ふと、よくもそんな些細な事を、押強くも頼みに行つた事と思ふ。

新聞時代から、引續いて、非常に親切な家で、權藤盛郷氏^{*4}があつた。よく太平樂を並べたりして、茶の御馳走になつたり、夜分など遊びに行つたりした。其の紹介で内田良平氏^{*5}を訪ねた。

快く、應接室に引見して、御自分の青年時代に、炭坑の賣場で、米を量つて賣る役を務めた御話などされて、君はそれは、よか活學^{*6}をされよる。

と云ふて勵し乍ら、自分は牛乳は一體飲まぬが、誰かに飲ませうと云ふので快諾せられた。

(後略)

*1 道邊の草 承前とある通り、すでに前号までに掲載されたものの続きであると考えられるが、「道邊の草」の全容はあきらかでない。そのうち「苦學の思い出」は、柴田徳次郎の苦学生活のありさま、頭山満・權藤成卿・内田良平らに知遇を得た経緯を記した貴重な資料である。

*2 此木田頑石 柴田徳次郎の用いたペンネームの一つ。

*3 頭山先生 頭山満(一八五五

一八九四四)。福岡(黒田)藩士筒井亀策三男として生まれ、後に母方の頭山家を継ぐ。号は立雲。不平士族結社、矯志社に参加。板垣退助の下で自由民権運動に従事。福岡に向陽社を設立し国会開設請願運動を行う。国会開設の詔勅が出ると社名を玄洋社と改め、次第にアジア主義・国権主義に向かう。一方、炭鉱を経営、運動の財源とした。在野から韓国併合・対露強硬外交を主張するかたわら、朝鮮・中国・インドの独立派・革命派を支持・支援した。柴田徳次郎のもっとも信頼する同郷の先輩偉人であり、よき理解者かつ最大の後援者であった。

* 4 權藤盛郷 權藤成卿(一八六八—一九三七)。福岡県久留米の出身。二松学舎中退。久留米青年義会に参加、大陸問題に関わり、内田良平らが黒竜会を結成すると参加するため上京し、総合雑誌『東亜月報』の編集に従事し、左右未分離の社会改革団体、老荘会に加わった。

* 5 内田良平 内田良平(一八七四—一九三七)。福岡出身。玄洋社に属し、明治三四年に黒竜会を結成、主幹としてロシア事情を紹介。一方、中国の孫文、フィリピン独立運動のアギナルド、インドの独立運動家のボースなどを支援。中華民国成立以後は、「滿蒙独立」「シベリア出兵」「排日移民法反対」「国民外交同盟」の運動を経て、大日本生産党の結成に至り、その総裁となる。

* 6 活學 国士館が「宣言 活學を講ず」とともに創立されたのは大正六年一月、すなわちこの「苦學の思い出」が発表される一か月前であり、ほとんど同時期であるといつてよい。同じ時期に、内

田良平の言葉を借りる形をとりつつも、柴田徳次郎が自らの学びの姿勢について、「活學」ということばでそれを表現していることは重要である。

(完)

一一 大正七年四月一日 大民同人(著者不詳)「精神修養と新智識」

(『大民』第三卷第四号 大民講座)

精神修養と新智識

大民同人

支那の經書を讀む者は腐儒となり、西洋百科の學を修むる者は灰殻となる。腐儒と灰殻とは共に偏局せる者の陥る弊害なり。儒書を學ぶ者は、精神修養に念を取られて新智識の開發を粗にし、此に於てか頑愚にして當世の事務を知らざるの木偶人となる。之に反して西洋百科の學を修むる者は、其の新智識に眩惑せられて自己精神の所依を忘れ翻々たる輕薄銜學の徒となり、所謂吹けば飛ぶ如き灰殻と化し、折角其の研究し得

たる新智識も遂に之を世道に資する處なきに終らしむ。斯くして進歩開化を口にする者は常に輕しめられ、保守重厚を支持する者は、多く鈍物視せられて列外に置かる。共に之れ新人天下を經緯するの道に非るなり。眞に君子たるもの、宜しく時勢を達觀し、世と共に推移して、嘗て澁滯する事なかるべし。

然れども人間の精神は其の性情の好む處に偏して我れ知らず一に固執し易きの弊あり。其初め唯だ少しく偏せる者何時しか習性となりて、遂に抜きがたきの辟見を生じ、毫厘やがては千里の差となる。斯くして精神修養を主張する者は遂に邪路に入れる唯心論者となり、「宇宙萬事唯だ一心の發露のみ、一心凝つて研き成せる處、萬種の差別智見求めずして心胸に豁然たらん。何を苦んてか千種萬種の智術を逐一習得するの煩を須るんや」と。斯の如きは禪家縦横の辨を誤り學んで自らを愚にするの類のみ。温古知新の眞諦に合せるには非ず。

博識達辯流るゝが如く、起居應對甚だ敏活なる者に會へば、人は其八面玲瓏^{*1}の態を心憎く思ひて、之を君子重厚の風を缺くと貶^{けな}し、敢て其の人物の眞髓を究めずして一概に之を排斥せんとするを常とす。然れど、吾人は日本の武士氣質と西洋の紳士氣質の間に形式の相違あるを容認し、今や人は凡て世界的等一形式に移り行くの時代あるを考へざるべからず。島國的偏狹なる風格を去つて世界的普遍的の形式に没入せざるべからず。必要なるの新智識は之を新智識として受容れ、將た之を繼續して更らに一層の闡明に進まざるべからず。他に一步を後れざるを必要とす。新智識と精神修養^{*2}とは兩々相俟つて用を爲すもの、其の一に偏するの可を

見ず。

* 1 八面玲瓏はちめんれいろう どちらからみてもくもりのないこと。交際上手なこと。

* 2 新智識と精神修養 論者は学問教育のありかたとして、精神修養の大切さを力説しつつも、新智識の摂取を怠ることから生じる弊害に目を向け、新智識の摂取と精神修養は両々相俟ってはじめて目的が果たされる、としている。

吾人は假りに頑固を標榜すと雖も決して頑愚偏狭に墮するものにあらず。吾人の頑固と稱するは、デカダン傾向に對して一服の苦藥を投ぜんが爲めのみ。頑固の假面を以て墮落を制せんが爲めのみ。彼の頑狭無識、精神修養に托して新智識の講學を逃避せんとするが如きは、吾人の願に非ず。唯だ能く明智を開け、天地混沌の初め、神「光あれ」と呼び日輪赫々世界を照らせりと言はる。智は光りなり。智なくして吾等何處に向つて進むべき、行ふの難きに非ず、行ふて誤らざるの難きなり。之を今日の國情に見る。内閣諸公盡く腰抜けにして國家の重任に堪へざるが故に、出兵を執行し得ざるに非ずして、六千萬國民中一人の能く世界の形勢を達観して出兵の可否と、將た其の列國交渉の形式と條件とを確然斷定し得る者なきが故なり。口には大言壯語すれども眞に據り處ある新智識を以て、日本の進退を指導し、萬人をして疑ふ處なく、其説に服せしむ

る如き具眼者なきが故のみ。責任の重きを恐れて判り切つたる事を斷じ得ざるにはあらず。未だ其の如何に斷ずべきかを知らざるが故のみ。要するに我が爲政家輩は平生政權の爭奪に忙殺せられて、萬一の場合に處する新智識を疎かにせるの結果のみ。東洋の豪傑教は常に精神修養談に局して新智識に遲る。吾人堂々斯の如き豪傑教にかぶれて自らの明を掩ふの愚を爲すべけんや。終日默座して氣息を調ふるも吾人の新智識に資する處なきなり。嚴然泰然、不動不惑の精神を修養する事の必要なるは、吾人之を力説するに於て敢て他人に劣れるものにあらず。然れど、精神を主なりとして、一切の新智識を蔑視するが如きは大間違ひなり。

今日日本人の精神は甚だしく墮落せり、若くは弛緩せりと見るは、之を史傳中に散見する僅少稀有の事例と比較するが故のみ。元祿に四十七義士を出せるは、たまた偶また以て天下の武士一般に墮落して、赤穂一藩中、眞の義士四十幾名に過ぎざりしを曝露せるのみ。今日に於て古武士的行動の多くを見ざるが如きは、日本も世界的となりて武士階級特殊の道德たる「武士道」なるもの、存在を許さぬ事情となり、代つて一層文明なる紳士の行動を必要とせらるゝが故のみ。今日の刑法に見るも、名譽に關する法律と婦人の貞潔に關する法律が人民の道德律を甚だしく低減せるを見る。故に、吾人は今日新智識を度外視して迄、精神修養をのみ絶叫するが如きは畢竟狂愚の致す所のみ。元氣と意氣のみを以て事を大成せんは覺束なし。昔は、長篠の役武田家の猛將等敵の新武器たる鐵砲に射撃されて大敗せり。武田勢怯きよなるに非ず。新利器に敵せざりしなり。今日に在つて富強を稱へんとするもの又新利器と新智識に於て常に他を凌駕するの抱負を要す。

▲民心をして疑はしむる勿れ。

九州炭鑛事件の疑獄起り、天不の耳目悉く之に集注せらる。然れども、吾人茲に國家治道の上に疑あり。何ぞや。民を治むるとは之を罫に掛くる事にあらざるなり。而して、常に網吞舟の魚を逸するは人心*1を作興せしむるの道に非る事なり。更らに、賞と罰とは、常に普遍あるべき事なり。思へ、彼等賄賂の送者と受者と、其の悪事たるに論なしと雖も、由來六十四州何處にか賄賂の臭せざる處ありや。唯だ程度の多少あるのみ。今回檢舉せられたる人民等とても從來公然の祕密として警察と裁判所との黙諾を得居る如き賄賂に屬しては敢て之を罪惡と考へずして、日本建國三千年來の舊慣たる「お役徳」と見て、之を當然の収入と心得たるに相違なし。何となれば、彼の如き、賄賂行爲は、多年行はれ來りたるものにして、其地の警察裁判當事者之を熟知せる筈なり。知つて大目に見たる以上は黙許せるものなり。已に黙許せるもの、一言の警告なしに之を檢舉して法律に問ふは政治の本旨に反せり。若し檢舉すべくば、其の始めより罪情の大ならざる中に之を檢舉せよ。其の漸く大にして被檢舉者に致命傷を與ふべきに及んで之を檢舉するは、之を罫するにも似たらずや。若し夫れ當局者今日毫頭*2福岡に於ける賄賂公行を知らざりしとせば、之れ曠職*3の甚だしきものなり。先づ彼等當局者を罰せざるべからず。

更に吞舟の魚を逸するの一事は天下の輿論なり。各會社の書記程度の人民を檢舉して、更らに之が本源を

爲せる題目を不問に附するは、決して治道の要諦に非るなり。之が爲めに天下の人心を疑はしむるの不祥事起る。何ぞや。權者と富者とは、法律の外に在りとするの疑惑なり。一たび大臣となれば巨萬の富を得る事。支那の例あり。日本亦斯の如しとする者、今日一般人民の推測なり。推測なりと雖ども之れ牢乎たる信念なり。換言すれば、人民は權者を横着至極の者と考ふるなり。今日世人皆な曰く「豈に一福岡のみならんや、若し照魔の鏡あらんか。全國倒る處に猶ほ以上の賄賂沙汰あるべく、權者富者に於て一層の不正行爲あるべし」と。宛然^{*5}之れ暴秦^{*6}の民の言なり。然れば民をして此の如き信念を抱くに到らしめたる原因の深く且つ遠きを思はざるべからず。

而して賞罰普遍を要するは政治の理想なり。甲乙同罪を犯すも甲は免れて乙のみ罰せられる、の例は甚だ多し。法官時々發作的に檢舉を行ふが故に此弊害殊に多し。間斷なく連續的に警戒せずしては法を施すの功薄く、却つて反感を買はん。

夫れ法は徳教と相俟つて民をして心服せしむるを要す。若し夫れ法あるが故に之を機械的に人民の行爲に適用するが如きは、大正聖代の政治に非ずして閻魔の廳の地獄裁判なり。然かも若し世間傳ふるが如くに、今日法權の獨立なく、法官は間接藩閥と官僚の武器たる場合ありとせんか。政道は遂に闇となりて人心の疑惧一層を加へんのみ。

* 1 網吞舟の魚を逸する 網漏吞舟之魚（『史記』酷吏傳序）、舟を呑み込むような大魚が網の目からまれること。すなわち法網のゆるやかなたとえ。 * 2 毫頭 ほんの少しも。

* 3 曠職 職責を果たさないこと。 * 4 照魔の鏡 悪魔の本性を映し出す鏡。転じて社会

や人間の隠れた実態を映し出すもの。

* 5 宛然 えんぜん あたかも、まるで。

* 6 暴秦 無道な秦国。

▲スパルタ主義の復活行はるべきか？

今日我國の武人は青年の柔弱を絶叫して之をスパルタ主義に改造せん事を主張するが如し。時代思潮の赴く所を思はずして唯だ單純に強健の理想を提出し、聲を大にして「強くなれよ」と叫ぶも甲斐なからん。酒は養生に害ありとの説に對しては一言の反抗する事なくして而かも自らは斗酒を浴びるの不養生を爲し、酒を飯^飯めぬ者は談ずるに足らずしと豪語す。斯くの如き不養生の實行者如何に聲を大にして青年に強健を要求するとも小賢しき青年は嘲笑を酬^{むく}はんのみ。彼等武人の説を徹底せしむる時は、強き者のみ生きて弱き者は疾く列外に去れ―土に歸れといふに歸せん。世界の思潮は民主主義の波濤澎湃たるの時、極東の武士國、獨りスパルタ主義の復活を夢みるが如きは寧ろ悲惨ならずや。徳川期武士全盛時代には頑愚にして度しがたき武士多かりき。

今日の文士は西洋人にも遅れぬ迄前進してバタ臭くならん事に腐心するに當り、今日の武士は遠くスパルタの昔に立返らんと頑張る。然れば思潮には乗すべきものなり。決して逆ふべきものに非るなり。最も粗笨そほんなる「天下國家主義」を以て今日の複雑なる國際に處し得べきか？

夫れ世界を支配するものは至極の道理のみ。偏屈頑固なる武力には非るなり。

(完)

一二 大正八年一月一日 大民同人(著者不詳)「時論三則」(『大民』第四卷第一号)

時論三則

大民同人

大亞細亞青年の團結

日本は世界の日本にして亞細亞亦世界の亞細亞なり。吾れ豈に異を立て障壁を設けて人道の大義に戻るを爲さんや。

唯だ事には順序あり自由平等四海兄弟たるの間、各人種各國民特異の發生あり。其性情と國狀と利害との

間、自ら差別あるを至當とす。若し夫れ平均徳政を布いて全世界を一切無差別ならしむるが如き、^(如)將た又武力の征服を以て長へに全世界の人類を凡て一樣ならしめんとするが如きは春夏秋冬の季と、千紫萬紅の色とを認めざらんとするの愚見にして、天地の大經を知らざる夷狄の爲のみ。然ればこそ、カイゼルが世界征服の暴思想に對して民主主義の反抗起り、國民自決主義の公道唱へられたるにあらずや。徳ある者は求めざるも擁されて王たるべし。弱きが故に威壓を加へて虐げんとするは、他日反應を受くるの悔あらんのみ。吾は唯だ世界人類と共に、天に享けたる生を遂げんが爲に、差別分化の發達を必要とするのみ。

平等の中に差別あるは必然の勢なりと雖も、差別に執して平等を忘るゝは近來世界人類の通弊なり。偶今次世界大戰の結果として一方國民自決の差別を明かにすると共に、他方國際聯盟の大義を唱出せられたるもの、之れ人類文化の一躍進にして列國間一層の理解と融合に入るとの楷梯たり。眞に世界平和の大福音たるに値す。彼の世界平和會議の唱出せられて以來、其事直ちに行はれざる迄も列國間敵意を去つて互に理解を得るの道に貢献せる事大なり。今や一層の具體案として國際聯盟を唱道するに至れるもの、世界を一貫して人道博愛の氣運醸成せられたるの證左となすべし。

吾人は茲に日本國民として、此の世界的思潮に貢献せんが爲めの發足點を檢するに迫らる。漫然として聯盟を唱へ形式歩調を整へたりとて眞の人道は來らざるなり。眞の平和は來らざるなり。期する處は心情の純眞なる融和にあり。隣人と手を携へて蟠りなき心事を語り、誠意以て相援くる事、それ人道の根元にして

平和の道なり。先づ纏り易き者を纏めて八を四となし、四は二となし、遂に二を一とする事、之れ自決せる各國民が、差別を調節して能く一個有機體たる平等の姿を現出するの順序なり。今夫れ人類は後天的の國境に支配せらるゝよりは、先天の人種に支配せらるゝの力甚だ大なり。故に吾人は世界同胞の渾融に達するの順序として、先づ全亞細亞の融合を圖る。

同文同種、之れ互に融合すべき必須の條件を具備せるものなり。故に吾人は世界人の融合に入るの順序として、先づ亞細亞人の融合を策す。豈に指導と征服との狹量を學ばんや。驕慢他を指導せんとする者は遂に排斥せられ、狂暴他を征服せんとする者は遂に破滅を招くの例は、今次の大戦長へに之れを證して、人に應報の觀面てきめんなるに疎然しゆぜんたらしむるものあり。唯だ至誠のみ能く他を感動せしめて自他共に濟うに足る。野望と威壓とは自らを傷るに終る。吾人は誠心亞細亞人の理解融合を叫ぶ、四分五裂、排他的の國家主義を唱へて近隣相睥睨するは野蠻人の事のみ。

然れども融合を策するの手段方法は多岐にして世人の論議區々たり。經濟同盟と言ひ、軍事協定と言ひ、實業家の交歡と言ひ、兩國志士の親睦と言ひ、之を唱ふ者益す多くして親交融和の實毫も擧がらざるなり。何ぞや、其の形を見て末に走るが故なり。人心の根元に觸れずして唯だ利害に即するが故なり。吾人は之に對して全亞細亞青年の團結を主張す。夫れ青年學生の交歡は純眞なる心情の融合なり。利害を離れて魂と魂とが美化され理想化されて相抱合するなり。無意味なるが如くして甚大なる意味あり。互に皎潔せうせつの心事を以て

人生を談じ眞理を語り、感懷を述べ、之に依つて兩個の意氣投合する處、生死利害の外に超絶し、之に依つて能く終生わたかま愉らざるの理解融合に達すべし。彼の利害に依て結ばるゝ者は、利害に依つて離る。心情自然の結合は、利害に依つて離るゝものに非るなり。

今や亞細亞の本土は、全世界人の活動舞臺たらんとす。亞細亞人、因循安をぬす偷むべきの時に非ず。軍人、實業家、策士輩が、徒らに狭少なる國家觀念を挾んで、威を弄し才を弄し術を弄するが如きは、亞細亞の煩累たるのみ。吾人は此際大いに全亞細亞青年學生の交歡を圖り、依つて根柢固き亞細亞人を得ん事を期す。

* 1 皎潔こうけつ 白くいさぎよい。白く清らか。

思想統一とは何ぞ

老人連、意氣衰へて腰又抜け、青年と伍して溝渠を越へがたきに及び、頻りに青年の歩調早きを咎め、依て叫んで曰く、「汝等の歩調亂れたり、暫らく止まって我と歩を一にせよ」と、青年顧みて苦笑するのみ。

さらでも無精なる日本人、而かも國家とは武力の覇業なりと解して怪まざる日本老人輩、時勢に後れぬ様、世界の思潮に目を通す事を嫌ひ、唯だ其の壯年時の追想に耽り、其の舊式なる國家主義と武士道主義とを守本尊として青年の新思想を凡て危険視し、所々空洞を生ぜる幹、枝頭の花を見て、其の風雨に堪へざるべき

を咎めて、花咲くならん事を説くが如し。小兒漸く成長して兩親の愛に満足せず、異性の愛を求めて他に去る。色情を危険なりとして之を阻止せんとするは、愚なり。青年の新思想を危険なりとして、水戸烈公^{*1}弘道館述義^{*2}を以て之を制せんとし、而して青年をして六十年の昔に逆戻りせしめんとす。嗚呼彼の頑冥なる老人の如きは、危険思想の權化なり。之を老人が其地位を擁護せんが爲めに、青年を愚にして己れに都合好き説法に盲從せしめんとするものと解釋せらるゝも辯解の辭なからん。

夫れ新思想は劇藥の如し。醫師劇藥なくして火急を救ひ得んや。國歩艱難を救ふものは常に新思想の活力なり。之なくして國家は腐敗潰滅す。興國の氣象は常に新思想の孕む處なり。故に此の劇藥の何たるかを研究し、其の使用法と取扱ひ法とを知る事必要なり。劇藥毒藥なくば、遂に醫術なからん。

夫れ思想を制するものは思想なり。儒を坑にし書を焚いて國亡ぶ。果して危険思想起らば、其の危険なる理由を説いて其の誤謬を指摘し、一層健全なる思想を以て之を打破すべきのみ。徳川幕府の鎖國主義の爲めに世界に後れを取りて、今日の慘なる地位に居る日本をして、再び薩長幕府の思想的鎖國の爲めに硬化窒息せしむるが如きは、當今青年の堪へざる處なり。

* 1 水戸烈公 水戸藩主徳川斉昭。

* 2 弘道館述義 正しくは弘道館記述義。水戸藩藩校

弘道館の建学の趣旨「弘道館記」の解説。斉昭の内命を受け藤田東湖が執筆した。会沢正志斎の『新

論』とならび水戸学の原典とされる。

革命は壓制の子なり

背理非道の壓制なき處に革命は生れざるなり。徒ら革命を恐るゝは心に疚やましき暴政者の事なり。立憲國の日本、政黨内閣の日本に何ぞ革命の因あらんや。舊式無學にして世界の思潮を解せず忠臣藏萬々歳の老人連、其の頑固なる危険思想を以て國運の發展を阻害する事夥だし。彼等口に危険思想を唱ふれども、危険思想の何なりやを知れる者一人もなかるべし。今日の青年は自らの國體に培はんが爲めに、刻苦して世界の思潮を研究しつゝあるなり。彼を知り己を知らんが爲めなり。弘道館述義一冊以て全世界の人心を統一し得べくんば日本人の至幸なり。吾人は唯だ此如き淺薄なる考を抱いて、青年の智識開發を阻害せんとする者の甚だ危険なる注意人物たるを思ふなり。家に在つては戸主たるべし。社會は老人を敬しやま勉つとはるべし。然れど、國家經營の大任に對して家長の權と老人の特權を濫用するに至つては、大害あり。今の老人諸君が眞に活動せるは、二十代三十代の時に非ずや。老人の冷水、寒心するに堪へたり。

(完)

一三 大正八年三月一日 花田大助「天才の出現を望む」〔『大民』第四卷第三号〕

天才の出現を望む

花田大助

頃者、ある所で落語をきいた。特別に面白いとも感ぜなかつたが、最後に若い男が出て、極(2)あて熱心に話をした。若い丈、話しにまだ何處か物足りないやうな所があるが、何しろ熱心だから、遂に話しに引つけられて、氣(種)特ちよく聞かされた。

まだ若いから、將來あの儘油斷なく進んで圓熟したら、慥かに斯界の麒麟兒と持てはやさるゝ様になるだらうと思つた。

所で、その男の話しをきいて自分の感じた事は、天才とは要するに熱心、眞面目と云ふ事である。それ以外に別に不思議な才能がある譯でない。性來凡なる者とせられて居る男でも、一旦蹶然として志を立て、その志に向つて熱心、眞面目にやりさへすれば、彼は一躍天才と持てはやさるゝ事が出来ると思つた。

換言すれば天才とは、個人の苦心、涙や血の出る程の苦心に對し他人の稱讚する言葉に過ぎない。苦心なくして天才なく、また苦心が多ければ多き丈、天才は天才の偉大を増すのである。

今日本はどの方面を見渡しても天才的閃きを見ることが出来ぬ。殊に精神界などは天才の星光地に落ちて満天、寂莫たるの概がある。凡そ何れの時代、何れの國家を問はず精神界の空虚に歸したものの程不幸はない。精神界が空虚となり、墮落、頹廢すれば國家に要する人格の無くなった時代で、凡ての事物が無茶苦茶になった時である。

日本は今凡ての事が、無茶苦茶になりつゝ、ありはせぬかと思ふにつれても、此處に天才の出現を望むや切である。

教育家と政治家

教育家に要する根本的資格は親切である。愛である。字を知り理を知つてゐれば教育家の資格があるなどと思考するは愚の骨頂である。處が本當の親切、本當の愛は信仰からのみ、初めて得らるゝ。故に教育家は先づ宗教家たらねばいかぬ。

政治家の根本資格も要するに親切である。愛である。徒らに政策を上下し、議會で騒ぐがその資格にあらず。所がこれも教育家の場合と同じく、信仰によりて初めて得らるゝもので、政治家は先づ宗教家たらねばいかぬ。

否、自分を以て觀れば人間は凡て、宗教的天才の教へし方向に向つて向上して行くべきもので、究竟は人

問凡て、宗教家たる所に至つて、人間界の理想國が實現さる、譯である。

別に頭を圓めたり、袈裟衣を着るに及ばぬが人間は心は偉大なる宗教の天才たらねばいかぬ。

人格と事業

事業は人格があつて始めて尊ばれる。徒らに大事業を企て、成功しても人格のないものは遂に空の空である。萬里の長城を築いても、ピラミットを造つても、只莫大の費用と、無益な勞力とを費すのみで、遂に馬鹿氣た事をやつたと云ふに過ぎない。それよりもよし其爲すことは微なりとも、病める友の爲めに心から一回の祈禱をなす方が、どれ丈偉大なる事業かも分らぬ。

今の世の人間はやれ何をやる、やれ何を企てるとやる事ばかり考へてゐるが、空虚な、粗末な人格で何をやつた所が、遂に無益の事、有害の事に過ぎない。それよりも先づ人格である。否、退いてよく考へて見れば、人格を造る位、大事業はない。

釋迦が十二年の修業、達磨が面壁九年、基督、親鸞等偉大なる人間の、その人格修養の事業は後世まで實に燦々たる偉大なる事業として遺つてゐる。

何も性急なるに及ばぬ。三年鳴かず飛ばず、五年鳥(鳥)かず飛ばず、當可、十年、三十年、當可、眞に意義あり、生命ある鳴き方、飛び方をする迄、じつと修養して、一度、口を開けば天下蹙然として信じ、二度口を

開けば大天、大地も爲めに動揺する位の瞑想克己の修鍊を積まねば遂に駄目である。

わが願ひ

自分の瞑想録一の頁に頂門の一針[†]として、左の事を録してゐる。

『パウロ曰く「義を迫ひ求めざる異邦人は義を得たり。是れ即ち信仰に由るところの義也」の信仰上の義、^(ママ)是れ取りも直さず、自己の計畫、按排を加へざる他力の義、自然法爾の義にあらずや。親鸞聖人が「義なきを義とす」謂はれたるものやがて此の心、是の味の相照すものに非ずや。信仰には信仰そのもの自ら具はれる義あり則あり。吾人の自力、自用の義を捨て去つて、則ち自ら神よりの賜として浩浩として發現し來る。吾人は義なきの義、信仰なきの義を得たるに非ずんば、未だ眞の義を得たりと云ふべからず。倫理の義は信仰の義によりて打ち克たれざる也——綱島梁川^{*2}、寸光録より。

自分は瞑想上より愛の最勝性絶對性なる事を知つてゐる。所詮世は愛であると思つてゐるが、義なきを義とすと云へる如く、愛なきを愛とすと云ふ。悟境に入り得ざるに、日夜心魂爲めに絞らるゝ苦思に浮沈してゐる。

思はざれば怠り、思へば苦痛多し。矛盾多し。差別界の千波、萬波、無限に打ち寄せ來つて、只血涙のみ、^(ママ)焦心のみ。されど今の自分には思はざる能はず。よ—頭顯破るゝともし煩悶—、迷想—、爲透さんと思ふて

ゐる。無智識の有意識と云ひ、非思量低の思量境と云ひ、義なきの義、愛なきの愛。その一境を把握せずんば止まじと思ふ。釋尊等も空する底の大正を得ずんば止まじと思ふ。

* 1 頂門の一針 頭のいちばん上の急所に針を一本さすこと。かんじんのところをきちんとおさえ
て厳しく戒めること。

* 2 綱島梁川 明治時代の評論家。本名栄一郎。岡山県生まれ。若くしてキリスト教に受洗。東京専門学校で坪内逍遙・大西祝に学ぶ。次第に宗教性を濃くし、『予が見神の実験』を著し、若者に反響を及ぼした。晩年の著書に『回光録』がある。

(完)

一四 大正八年一〇月 財団法人国士館設置認可申請書

(東京都公文書館所蔵 学事・教育法人第一種・冊ノ八二)

(二) 設置申請文部大臣宛進達書原本 (東京府公用箋)

〔未學^{東京府受付印}甲第七八三六號

八年十月七日受付」

財團法人設立ノ件^{*1}

大正八年十月七日

知事

文部大臣 宛

管内麹町区侯爵小村欣一及麻布区柴田徳二(マ)郎代理人濱地八郎・古岡力太郎兩名ヨリ財團法人國士館設立許可申請ニ付、調査候處、支障無之モノト被認候條、可然御詮議相成度、書類進達及副申候也

(以上)

〔^{〔文部大臣認可〕}大正八年十一月七日付 許可 印 〕

*1 財團法人設立ノ件 申請人小村欣一・柴田徳次郎の兩名から出された申請書類を、東京府知事が文部大臣へ進達した書類。東京府の受付印や文部大臣認可日の注記と認印が押されている。東京府の公用箋で書かれた公文書原本である。

(二) 財團法人設立申請書原本

①

財團法人國士館設立許可申請

財團法人國士館設立者

東京市麻布区筭町百八十二番地

申請人 柴田 徳次郎

全市麹町区隼町六番地

全 小村 欣 一

全市京橋区南紺屋町九番地

右代理人 濱地 八 郎

全所

全 古岡 力太郎

右申請人ハ大正八年十月四日別紙生前処分ノ寄附行為ヲ以テ、國士館ヲ設立致候、右ハ國士タルノ人材ヲ養成スルヲ目的トスルモノニシテ、公益ニ関スル財團ニ有之候條、法人トシテ許可相成度、民法第三十四條ニ依リ、別紙寄附行為ノ書面相添、此段申請候也

大正八年十月六日

右申請代理人

濱地 八郎 ①

古岡 力太郎 ①

文部大臣 中橋 徳五郎 殿

②

財團法人國土館寄附行爲

第壹章 目的

第壹條 本財團法人ハ國土タルノ人材ヲ養成スルヲ目的トス

第貳章 名稱

第貳條 本財團法人ハ國土館ト稱ス

第參章 事務所

第參條 本財團法人ノ事務所ハ東京府下荏原郡世田ヶ谷村字世田ヶ谷千六番地ニ置ク

第四章 資産ニ関スル規定

第四條 柴田徳次郎、侯爵小村欣一ヨリ寄附シタル國土館現在ノ不動産ヲ別紙目錄ノ通本財團法人ノ資産

トス

本財團法人ノ會計年度ハ毎年四月壹日ヨリ始マリ翌年參月參拾壹日ニ終ル

第五條 本財團法人ノ資産ハ理事之ヲ管理ス

第五章 役員ニ関スル規定

第六條 本財團法人ニハ七名以内ノ理事ヲ置キ法人ノ事務ヲ處理セシム

理事ハ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第七條 本財團法人ニハ三名以内ノ監事ヲ置キ事務ヲ監査セシム

第八條 本財團法人設立ノ際ハ長瀬鳳輔、侯爵小村欣一、阿部秀助、柴田徳次郎、花田大助ノ五名ヲ理事

トシ、山崎源二郎、森俊蔵ノ二名ヲ監事トス

第九條 理事及監事ノ任免ハ評議委員会ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十條 理事及監事ノ任期ヲ參ケ年トシけつん缺員ヲ生シタル場合ニハ評議委員会ニ於テ之ヲ選舉ス、補欠役員

ハ前任者ノ残任期間ヲ以テ其任期トス

第十一條 本財團法人ニハ三十名以内ノ評議委(字訂正)兼員ヲ置ク

第十二條 評議委員ノ任期ハ終身トス

第十二條(三カ) 本財團法人設立ノ際ハ寺尾亨、濱地八郎、根津嘉一郎、長瀬鳳輔、侯爵小村欣一、山崎源二郎、

森俊蔵、阿部秀助、柴田徳次郎、花田大助、松田道一、渡邊海旭、飯田延太郎、松野鶴平、佐藤正

ヲ評議委員トス

評議委員ハ本財團法人ニ関スル重要ナル事項ヲ決議ス

第十四條 評議委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員会ノ決議ヲ經テ之ヲ選任ス

ルコトヲ得

第十六條 ^(五、カ) 評議委員会ノ決議ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、但會議ニ出席シタル委員過半数ニ滿チタ

ルトキハ決議ヲ爲スコトヲ得

第十七條 ^(六、カ) 本財團法人ニハ顧問三名ヲ置ク

第十八條 ^(七、カ) 顧問ノ任期ハ終身トス

第十九條 ^(八、カ) 本財團法人設立ノ際ハ頭山滿、野田卯太郎、子爵田尻稻次郎ヲ以テ顧問トス

顧問ハ評議委員会ノ諮詢^{七、シ、ウ、エ}ニ應ヘ本財團法人ニ関スル重要ナル事項ヲ審議ス

第二十條 ^(九、カ) 顧問ニ缺員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員会ノ決議ヲ經テ之ヲ選任ス

第六章 附則

第二十一條 ^(十、カ) 本財團法人ノ寄附行爲ハ評議委員半数以上ノ同意ニヨリ文部大臣ノ認可ヲ經テ變更スルコトヲ

得

〔^(異 華)大正八年拾月四日〕

③

寄附財産目録

東京府荏原郡世田ヶ谷村字世田ヶ谷村千六番所在

本家

一 木造天然スレート葺平家

(講堂) 壹棟

此建坪 九拾坪七勺

全所千参番千六番所在

附属第壹號

一 木造瓦葺二階建

(本部) 壹棟

此建坪 四拾九坪

二階坪 貳拾七坪五合

全所千参番千五番ノ四所在

附属第貳號

一 木造瓦葺二階建

(寄宿舍) 壹棟

此建坪 五拾七坪四合貳勺

二階坪式拾五坪六合七勺

全所千五番ノ参所在

附属第参號

一 木造瓦葺平家

此建坪 八拾壹坪

全所千五番ノ壹所在

附属第四號

一 木造瓦葺平家

此建坪 八坪

全所千五番ノ参所在

一 屋形流付 堀井戸 壹個

全所千五番ノ四所在

一 尾形流付^(屋) 堀井戸 壹個

以上

(道場) 壹棟

(物置) 壹棟

*財團法人設置申請書原本 寄附行為と財産目録を添付した財團法人設置申請書類一式である。申請日は一〇月六日、寄附行為作成日は一〇月四日となっている。申請代理人濱地と古岡両名の押印があり、申請書類原本と推定される。寄附行為第壹條には、「本財團法人ハ國土タルノ人材ヲ養成スルヲ目的トス」とのみあり、その後開設しようとする具体的学校等についてはまだ何も記載していないが、これによって初めて公的な私立学校設置の条件が整えられた。

(三) 設置認可書受領書原本

御 受 書*

大正八年十一月七日附文部省東普四四二号國土館設立者柴田徳次郎外一名ニ對シ文部大臣ノ財團法人「設立」(一字加筆修正)

許可書耄通

右正ニ御受仕候也

大正八年十一月八日

東京市京橋区南紺屋町九番地

申請代理人 古岡力太郎 印

東京府廳 御中

* 1 御受書 大正八年一月七日付で設立認可されたことが、東京府を介して通知されたことに対応して提出されたものである。

一五 大正八年一月 財團法人設立認可書写 (国士館資料室「認可書類綴」移管二三四)

文部省東普四四貳號

國士館設立者

柴田徳次郎

外壱名

大正八年拾月六日申請財團法人國士館設立ノ件、民法第參拾四條ニ依リ許可ス

大正^{八(字訂正)}拾年十壱月七日

文部大臣 中橋徳五郎

* 国の認可通知書であるが、原本ではない。原本の所在は不詳。散逸した可能性もある。

(完)

一六 大正一四年三月 中学校設立につき国士館寄附行為変更認可申請手続書類

(東京都公文書館所蔵 学務兵事課・教育法人一種・東京府冊ノ四)

(一) 寄附行為変更認可申請進達書原本 (東京府公用箋)

(東京府受付印)
「丑學第四一八九號」

大正一四年四月四日

大正十四年四月四日

知事

文部大臣 宛

寄附行為変更ノ件

財團法人國士館理事ヨリ首題ノ件申請ニ付調査候処、支障無之モノト認め、別紙及進達候条、可然御詮議相成度、此段副申候也

(変更事由)

中學校ヲ設置スルタメ其ノ目的ヲ変更セントス

*寄附行為変更の認可申請を東京府から国へ進達する書類である。

(二) 東京府知事宛財團法人國士館進達願書原本

申達願書

別紙文部大臣宛御申達願上候

三月三十日

(受付印)
「大正十四年三月三十日

東京府、丑学四一八九」

財團法人國士館理事

東京府知事 宇佐美 勝夫 殿

申請人 柴田徳次郎 印

(三) 寄附行為変更申請書原本

①

申請書

今般左記ノ通り寄附行為ヲ變更致度ニ付、御認可相成度、別紙評議委員ノ決議書相添、此段申請候也

大正十四年三月卅日

〔(受付印)大正十四年三月三十日

東京府、丑(番号を欠く) 〕

東京府下荏原郡世田谷町世田谷千六番地

國士館理事

申請人 柴田徳次郎 印

文部大臣 岡田 良平 殿

②

記

新規定第壹條

本財團法人ハ國士タル人材ノ養成及中學校令ニ依ル高等普通教育並ニ之等ニ附帶スル有益ナル施設ヲ爲スヲ以テ目的トス

現行規定第壹條

本財團法人ハ國士タルノ人材ノ養成スルヲ目的トス

新規定第貳條

前條ノ目的ヲ達スル爲メニ左ノ事業ヲ行フ

一、専門ノ學者ヲ招聘シテ政治經濟宗教哲學武道ノ講習會ヲ開催スル事

二、國士館中學校ヲ設立經營スル事

三、其ノ他本財團法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

現行規定第貳條

前條ノ目的ヲ達スル爲メ講習會ヲ開キ専門ノ學者ヲ招聘シテ政治經濟宗教哲學武道ヲ講習

セシム

新規定第六條

〔本財團ハ金三万圓ヲ以テ基本財産トシ、大正十四年ヨリ向フ五ケ年間ニ五万圓ニ達セシムルモノトス〕
〔^(一)行挿入〕
〔^(二)字削除〕
本財團法人ノ經費ハ柴田徳次郎カ本財團ニ対シテ寄附スベキ向拾ケ年間年額

壹萬圓也、〔^(十一)字挿入〕基本財産ヨリ生ズル収入〕及寄附金其他ノ諸収入ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

現行規定第六條 〔挿入後削除〕「本財團小金三万圓ヲ以テ基本財産トシ、大正十四年ヨリ向テ五ヶ年間ニ達セシム

ルモノトス」本財團ノ經費ハ、柴田徳次郎カ本財團ニ対シテ寄附スヘキ向拾ヶ年間年額壹萬

圓也、及其他ノ寄附金ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

第拾條 削除 以下壹條宛繰上ゲ

第拾一〔字挿入〕條 第貳項トシテ左ノ一項ヲ加フ

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任スル迄、其ノ職務ヲ行フモノトス

新規定第拾四條 〔一行挿入〕「評議員ハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員会ノ決議ヲ經テ之レヲ選任ス」評議員ハ

本財團法人ニ關スル豫算ノ決定決算ノ承認其他重要ナル事項ヲ決議ス

現行規定第拾五條 本財團法人設立ノ際ハ、寺尾亨、浜地八郎、根津嘉一郎、長瀬鳳輔、侯爵小村欣一、山

崎源二郎、森俊藏、阿部秀秀助、〔一字別添〕柴田徳次郎、花田大助、松田道一、渡邊海旭、飯田延太郎、

松野鶴平、佐藤正ヲ評議委員トス、評議委員ハ本財團法人ニ關スル豫算ノ決定、決算ノ承認

其他重要ナル事項ヲ決議ス

第拾六條 第貳項トシテ左ノ壹項ヲ加フ

評議委員会ハ理事之ヲ招集シ其ノ議長ハ其ノ都度評議委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

新規定第拾九條 〔一行挿入〕「顧問ハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員会ノ決議ヲ經テ之レヲ選任ス」

顧問ハ評議委員會ノ諮詢ニ應ヘ本財團法人ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス
現行規定第貳拾條 本財團法人設立ノ際ハ頭山滿 野田卯太郎 子爵田尻稻次郎ヲ以テ顧問トス

顧問ハ評議委員會ノ諮詢ニ應ヘ本財團法人ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

③

決議書

財團法人國士館寄附行為第拾七條及「第貳拾貳條ニ」依據シ現在評議員(六字挿入)名ノ中(二字空白)名出席シ、別紙ノ通り

定款「寄附行為」變更ニ就決議ス(二字削除、四字加筆訂正)

大正十四年三月十三日

長瀬 鳳輔 印

柴田德次郎 印

花田 大助 印

飯田延太郎 印

濱地 八郎 印

小村 欣一 印

山崎源二郎 印

④

維持委員會員一覽

一金六千圓也	三井八郎右衛門
一金六千圓也	岩崎小弥太
一金貳千圓也	澁澤 榮一
一金貳千圓也	安田善次郎
一金貳千圓也	浅野總一郎
一金貳千圓也	日本銀行正副總裁
一金壹千圓也	大橋新太郎
一金壹千圓也	山下龜三郎
一金壹千圓也	飯田延太郎
一金壹千圓也	太田 清藏
一金壹千圓也	麻生 太吉
一金壹千圓也	貝嶋 太市

渡邊 海旭 印

一金壹千圓也 住友吉右エ門

一金壹千圓也 服部金太郎

一金壹千圓也 神田 鑄藏

一金壹千圓也 鈴木商店(神戸)

一金六百圓也 福澤桃介

一金五百圓也 東^也柘會社

一金四百圓也 大川平三郎

一金貳千圓也 日本郵船會社

一金貳千圓也 東京電燈會社

一金壹千圓也 森村開作

計金參萬六千五百圓也 以上

⑤

財團法人國士館寄附行爲

第壹章 目的及事業

第壹條 本財團法人ハ國士タル人材ノ養成及中學校令ニ依ル高等普通教育並ニ之等ニ附帶スル有益ナル施設

ヲ爲スヲ以テ目的トス

第貳條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、専門ノ學者ヲ招聘シテ政治經濟宗教哲學武道ノ講習會ヲ開催スルコト

二、國士館中學校ヲ設立經營スル事

三、其他本財團法人ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第貳章 名稱

第參條 本財團法人ハ國士館ト稱ス

第參章 事務所

第四條 本財團法人ノ事務所ハ東京府下荏原郡世田ヶ谷町字世田ヶ谷千六番地ニ置ク

第四章 資産ニ關スル規定

第五條 柴田徳次郎侯爵小村欣一ヨリ寄附シタル國士館現在ノ不動産(三字挿入)「及基金」ヲ別紙目錄ノ通本財團法人

ノ資産トス

本財團法人ノ會計年度ハ毎年四月壹日ヨリ始マリ翌年參月參拾壹日ニ終ル

第六條 「本財團(二行挿入)ハ金三萬圓ヲ以テ基本財産トシ大正十四年ヨリ向フ五ヶ年間ニ金五萬圓ニ達セシムルモノ

トス」

本財團ノ經費ハ柴田徳次郎カ本財團ニ対シテ寄附スヘキ向拾ヶ年間年額壹萬円也〔基本財産ヨリ生ズル収
入〕及寄附金其ノ他ノ諸収入ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

第七條 本財團法人ノ資産ハ理事之ヲ管理ス

第五章 役員ニ關スル規定

第八條 本財團法人ニハ七名以内ノ理事ヲ置キ法人ノ事務ヲ処理セシム

理事ハ互選ヲ以テ分担事務ヲ定ムルコトヲ得

第九條 本財團法人ニハ參名以内ノ監事ヲ置キ事務ヲ監査セシム

第十條 理事及監事ノ任免ハ評議委員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十壹條 理事及監事ノ任期ヲ參ヶ年トシ缺員ヲ生シタル場合ニハ評議委員會ニ於テ之ヲ選舉ス補缺役員ハ

前任者ノ残任期間ヲ以テ其任期トス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任スル迄其職務ヲ行フモノトス

第十貳條 本財團法人ニハ參拾名以内ノ評議委員ヲ置ク

第十參條 評議委員ノ任期ハ終身トス

第十肆條 〔評議員ハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員會ノ決議ヲ以テ之レヲ選任ス〕

評議委員ハ本財團法人ニ關スル豫算ノ決定決算ノ承認其他重要ナル事項ヲ決議ス

第拾五條 評議委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ選任スルコトヲ得

第拾六條 評議委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

但會議ニ出席シタル委員過半数ニ滿チタルトキハ決議ヲ爲スコトヲ得

評議委員會ハ理事之ヲ召集シ其ノ議長ハ其ノ都度評議委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第拾七條 本財團法人ニハ顧問五名ヲ置ク

第拾八條 顧問ノ任期ハ終身トス

第拾九條 「(二行挿入)顧問ハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員會ノ決議ヲ經テ之レヲ選任ス」

顧問ハ評議委員會ノ諮詢ニ應ヘ本財團法人ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第式拾條 顧問ニ缺員ヲ生シタルトキハ本館ニ於テ候補者ヲ指名シ評議委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ選任ス

第六章 附則

第式拾壹條 本財團法人ノ寄附行爲ハ評議委員半数以上ノ同意ニヨリ文部大臣ノ認可ヲ經テ變更スル事ヲ得

大正八年拾月四日

財團法人國土館設立者

⑥

寄附財團^(一字削除)産目録

一、東京府荏原郡世田ヶ谷町字世田谷千六番所在

本家

木造天然スレート葺平家

(講堂) 壹棟

此建坪 九拾坪七勺

此見積價格金貳萬五千圓

一、全所千參番千六番所在

附屬第一号

木造瓦葺二階建

(本部) 壹棟

此建坪 四拾九坪

二階坪 貳拾七坪五合

此見積價格金壹萬圓

柴田 徳次郎 印
小村 欣一 (印)

一、全所千參番千五番ノ四所在

附属第二号

木造瓦葺二階建

(寄宿舍) 壹棟

此建坪 五拾七坪四合式勺

二階坪 式拾五坪六合七勺

此見積價格金壹萬圓

一、全所千五番ノ參所在

附属第參号

木造瓦葺平家

(道場) 壹棟

此建坪 八拾壹坪

此見積價格金八千圓

一、全所千五番ノ壹所在

附属第四号

木造瓦葺平家

(物置) 壹棟

此建坪 八坪

此見積價格金六百圓

一、全所千五番ノ參所在

屋形流付 堀井戸 壹個

此見積價格金參百圓

一、全所千五番ノ四所在

屋形流付 堀井戸 壹個

此見積價格金參百圓

見積價格合計金五萬九千貳百圓也

一、館宅六棟

(二字附條)
以上

一、基本金參萬圓也

以上

⑦

(文部省受付印写)
「文部省東普四四二号」

國士館設立者

柴田德次郎 他一名

大正八年十月六日申請財團法人國士館設立ノ件、民法第三十四條ニ依リ許可ス

大正~~十~~八年十一月七日
(一字削除)

文部大臣 中橋徳五郎 (印)

⑧

證明書

一、保護預證券

一号四分公債証書額面三萬圓也

但大正十四年六月一日後 以降利札附

一、預ケ主

財團法人國士館長柴田徳次郎 殿

一、預リ年月日

大正十四年三月三十日

右保護預リトシテ受人候事相違無之候也

大正十四年三月三十日

三井信託株式會社 (印)

⑨

建物所有證明願

東京府荏原郡世田谷町大字世田谷

字元宿 千壹番地所在

木造瓦葺平家建

壹棟

建坪 二十坪七合五勺

同所 同番地 所在

木造瓦葺平家建

壹棟

建坪 二十坪七合五勺

同所 同番地 所在

木造瓦葺二階建

壹棟

建坪 二十四坪

二階坪拾參坪五合

同所 千六番地 所在

木造瓦葺二階建

壹棟

建坪 十八坪七合五勺

二階坪 六坪二合五勺

同所 千七番地 所在

木造瓦葺平家建

壹棟

建坪 貳拾參坪

同所 同番地 所在

木造瓦葺平屋建

壹棟

建坪 十九坪二合五勺

同所 同番地 所在

木造瓦葺二階建

壹棟

建坪 貳十九坪二合

二階坪 六坪二合

右建物七棟ハ財團法人國土館ノ所有ニ相違ナキコトヲ御證明相成度、此段相願候也

大正十四年三月二十四日

住所 東京府荏原郡世田谷町世田谷千壹番地・千六番地・千七番地

右財團法人國土館長官理者⁽⁶⁾

理事 山田悌一 印

世田谷町長 山崎 四六 殿

〔世田谷町受付印〕
「六四六六號」

右證明候也

大正十四年三月二十四日

世田谷町長 山崎 四六 印

*大正一四年三月、中学校設置のため行われた寄附行為変更の手続書類であり、(三)⑤が改正後の寄附行為であるが、末尾の年月日が「大正八年拾月四日」となっているのは筆写時の誤りか。なお、検討を要する。

一七 大正一四年四月 国士館寄附行為変更認可書原本

(国士館資料室「認可書類綴」移管二三四)

〔東京府縣由印〕
「丑學第四一八九號」

〔荏原郡役所受付印〕
「二・四・二、教七二五號」

〔文部省發行印〕
「東普一五〇號」

國 士 館

大正十四年三月三十日付申請、其館寄附行為中變更ノ件、認可ス

大正十四年四月八日

文部大臣 岡田良平 〔公印〕

一八 大正一三年三月 國士館中學校設置認可申請書原本 (国立公文書館所蔵)

①

丑學第四一九〇號

大正十四年四月六日

(完)

文部大臣 岡田良平 殿

東京府知事 宇佐美勝夫

印^(公印)

私立中學校設置ノ件

財團法人國土館理事ヨリ首題ノ件申請ニ付調査候處維持確實、附近ニ松陰神社、豪徳寺アリ空氣清浄ナリ。本府中學校配置上、將來生徒教養上ヨリ見ルモ適當ト被認候條、左記事項ヲ條件トシテ御認可相成候様致度別紙進達此段副申候也

記

一、校舎ノ増改築竝内容ノ充實ヲ計畫通遂行スルコト

②

中學校設置認可申請書

今般中學校令第五條ノ規定ニ基キ中學校ヲ設置仕度候條御認可被成下度、同令施行規則第三十八條規定ノ事項ヲ具シ此段申請候也

大正十四年三月三十日

財團法人國土館中學校理事 柴田徳次郎 印

文部大臣 岡田良平殿

③

目次

一、國士館中學校設置趣意書

一、名稱

一、位置

一、各科学徒定員

一、開校年月

一、經費及維持ノ方法

一、學則

一、豫算書

一、設備

一、學級編制豫定表

一、大正十四年度職員組織豫定

④

國士館中學校設立趣意書

國家富強ノ基礎ハ國民教育ノ普及ヲ圖リテ社會ノ文化ト人類ノ福祉トヲ増進スルニ在リ。而シテ國民教育ノ本義ハ智識ノ注入ニ非ズシテ能力ノ開發ニアルコト論ヲ俟タズ。然ルニ現代ノ教育ハ物質本位ヲ主トシテ智育ニ偏重シ人物ノ基礎タル人格ノ養成ヲ等閑ニ附シ去ル傾向アルハ識者ノ齊シク痛嘆シテ止マザルトコロナリ。

今や我國ノ教育界ガ智育偏重ノ弊ニ鑑ミ、精神教育ノ必要ヲ認メ社會改良ノ先驅トシテ教育改善ノ急ヲ叫ビツ、アルハ、是レ實ニ時代ノ要求トシテ吾人ノ意ヲ強クスルニ足ルモノナリ。而シテ我が國士館ハ此時代ノ趨勢ニ察スル所アリ、教育改善ノ第一着トシテ一昨年(天正二年)初メテ中等部ヲ新設シ、其ノ理想ノ實ニ努力シツ、今日ニ至レリ。今試ミニ中等ノ特長ヲ揚グレバ、左ノ如シ

一、本校ノ所在地ハ遠く市塵ト隔リタルノミナラズ、附近ニハ幕末維新ノ際ニ於ケル幾多偉人ノ祠堂墓域アリ。此等ノ史蹟ハ四圍ノ風光ト相俟ツテ最モ生徒ノ精神涵養ニ適スルコト

一、本校ハ個人本意ヨリモ寧ろ團體生活ヲ主トシ、之レヨリ生ズル教養感化ニ重キヲ置キ、教師生徒ノ純潔ナル家庭ノ共同生活ヲ營ムニ適スルコト

一、本校ハ時々學界ノ名士ヲ招聘シテ、穩健ナル社會教育ト思想ノ善導トニ最善ノ努力ヲ拂ヒツ、アルコト
一、本校ハ體育ヲ重ンジ剛健實質ノ精神ヲ鍛鍊スルニ努力シツ、アルコト

一、本校ハ生徒ノ指導者保護者トシテ周到ナル監督ニ任ズルヲ以テ、地方ノ父兄ハ安心シテ子弟ヲ依托シ得ルコト

以上列挙スル所ハ本校ノ独壇スル特色ニシテ、他ノ諸學校ニ比シ一日ノ長アルハ吾人ノ確信シテ疑ハザル所ナリ。本校ノ創設日猶淺キニ拘ハラズ著々其ノ効果ヲ収メツ、アル所以ノモノ此ニ在リ。是レ實ニ吾人ガ時代ノ趨勢ト國民ノ要求トニ應ジテ現行文部省令ニヨリ認可ヲ得、益々將來ノ發展ヲ圖ラントスル所以ナリ

⑤

設置要項

一、名稱

國士館中學校

二、位置

東京府荏原郡世田谷町元宿一〇〇一—一〇〇七番地

三、各科ノ生徒定員

貳百五十名（第一學年乃至第五學年、各五十名宛、完成年度ニ至ル迄）

四、開校年月

大正十四年四月一日

五、經費及維持ノ方法

財團法人國士館ノ經營ニ係ル中學校ノ基本財産ヨリ生ズル收入并ニ基本金トシテ指定シタル以外ノ寄附金及補助金、生徒ノ授業料、入學料其他ノ雜収ヲ以テ確實ナル維持ヲ期ス（豫算書別紙乙號）

六、學則

別紙甲號ノ通り

（甲號）國士館中學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ中學校令ニ基キ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施シ、特ニ國民道德ノ養成ニ力ムルヲ以テ目的トス

第二條 本校ノ修業年限ハ五箇年トス

第二章 學年 學期 休業日

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

二、祝日、大祭日

三、本校創立紀念日（十一月九日）

四、夏季休業七月二十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

五、冬季休業十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

六、學年末休業凡ソ一週間

前項ノ外傳染病豫防又ハ其他ノ非常変災ノ場合ニ於テハ學校長ハ知事ノ認可ヲ經テ臨時休業ス
ルコトアルベシ

但シ急迫ノ事情アル時ハ學校長ニ於テ休業ヲナシ此ノ場合ハ、直ニ知事ニ報告ス

第六條 始業時間左ノ如シ

四月一日ヨリ十月三十一日迄午前八時始業

十一月一日ヨリ翌年三月學年末迄午前八時半始業

第三章 學科課程及教授時數

第七條 學科目ハ修身、國語及漢文、外國語（英語）、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及經濟、

圖画、唱歌（二字削除） 体操トス

第八條 學科課程及毎週教授時數左ノ如シ

學科課程及毎週教授時數表

科目/學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	生徒心得 教育勸語	道德要領 作法	道德要領 作法	戊申詔書 道德要領	戊申詔書 道德要領
國語及 漢文	讀方、解 積、習字	全上	讀方、解 積、習字 文法、作 文、習字	讀方、解 積、習字 文法、作 文	購讀、作 文
外國語	讀方、解 積、話方 作文、習 字、書取	全上	讀方、話 方、作文 解積、書 取	全上	讀方、解 積、會話 作文、文 法
歴史	日本歴史	日本歴史	外國歴史	外國歴史	日本歴史 外國歴史
地理	日本地理	外國地理	外國地理	外國地理	日本地理 外國歴史
数学	算術	代数	代数幾何	代数幾何	幾何、三 角
博物	植物	動物	生理衛生	鈹物 博物通論	
物理及 化学			物理化学	物理化学	物理化学
法制 及 經濟					法制經濟
圖画	自在画	同上	用器画	同上	同上
体操 及 武道	体操、武 道、教練	同上	同上	同上	同上
計	三〇	三〇	三二	三二	三二
備考	唱歌ハ當分ノ内之レヲ缺ク				

第四章 課程ノ修了及卒業

第九條 各學年ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ、學業ノ成績ヲ調査シ平素ノ操行ヲ參攷シテ之レヲ定

ム

第十條 學業ノ成績ハ平素ノ成績及試験ノ成績ニ依リテ之レヲ査定ス、但シ正當ノ理由アリテ試験ニ欠缺シ

タル者ニ對シテハ左ノ方法ノ一ヲ選ブコトヲ得

一、特ニ追試験ヲ行フコトアルベシ

一、平素ノ學業ノ成績ノミヲ考查シテ學校長ノ見込ニヨリ試験ヲ行ハザルコトアルベシ

第十一條 試験ヲ分チテ學期試験及學年試験トシ、學期試験ハ其ノ學期間ニ履習シタル學科目ニ付、各學期

末ニ於テ之レヲ行ヒ、學年試験ハ其ノ學年間ニ履習シタル學科目ニ付キ學年末ニ於テ之レヲ行フ

第十二條 學業ノ成績ハ點數ヲ以テ之レヲ表ハシ、一百ヲ滿点トス

第十三條 成績考查ノ結果ハ學期末及ビ學年末ニ之レヲ通知簿ニ依リ保證人ニ通知ス

第十四條 第五學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第二號書式ノ卒業證書ヲ授與ス

第五章 生徒ノ入學、退學、休學

第十五條 入學ヲ許可スル人員及期日等ニ就テハ其ノ都度學校長之レヲ廣告ス

第十六條 生徒ノ入學期ハ學年ノ初メヨリ三十日以内トス

但シ缺員アル時ハ第二學期ノ初メヨリ十日以内ニ臨時入學セシムルコトアルベシ

第十七條 入學ヲ許可スベキモノハ品行方正、心身ノ發育充分ナルモノニシテ、左ノ条項ニ該當スルモノト

ス

一、第一學年ニ入學スルコトヲ得ルモノハ、尋常小學校卒業者又ハ是ト同等以上ノ學力ヲ有シ、小

學校長ノ推薦ヲ得タルモノニシテ身体検査ヲ行ヒ詮衡ノ上之レヲ許可ス

但シ志願者募集人員ヲ超過スル時ハ、其ノ學習能力ヲ試験シ入學者ヲ選拔ス

前項ノ推薦ヲ受クルコトヲ得ルモノハ、年齢滿十二年以上ノモノタルベシ

二、第二學年以上ノ學年ニ入學スルコトヲ得ルモノハ、相當ノ年齢ニ達シ前學年修業ノ程度ニ依リ

各學科目ニツキ施行スル試験ニ合格シタルモノトス

三、第五學年ニハ轉學ノ場合ノ外、補缺入學ヲ許サズ

四、他ノ學校ヨリ轉學セントスルモノアル時ハ、詮議ノ上相當學年ニ編入スルコトアルベシ

五、退學シタルモノ一ヶ年以内ニ再入學ヲ出願スル時ハ、缺員アル場合ニ限り詮議ノ上同一學ニ編

入スベシ

第十八條 入學志願者ハ第一號書式ニ依リ入學願書ヲ差出スベシ

第十九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ直チニ保證人ヲ定メ、第三號書式ニ依リ在學證書ニ戸籍謄本及入學料ヲ

添へテ差出スベシ

第二十條 保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ一家ヲ立テ、學校所在地又ハ其ノ附近ニ居住シ生徒ニ関スル一切ノ事件ヲ引受クルニ足ルベキ者ニ限ル。學校長ハ前項ノ保證人ヲ不適當ト認メタル時ハ之レヲ變更セシムルコトアルベシ

第二十一條 生徒ノ保證人ニ於テ住所氏名ヲ變更シ、又ハ改印シタル時ハ直チニ學校長ニ届出ツベシ

第二十二條 保證人ハ旅行其ノ他ノ事故ニ依リ直接監督ヲ為シ難キ場合ニ於テハ相當ノ代理人ヲ定メ學校長(出、欠カ)ニ届ツベシ

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ新ニ保證人ヲ定メ、更ニ在學證書ヲ差出スベシ

一、保證人ノ死亡又ハ三ヶ月以上旅行ヲナス時

一、保證人第二十條ノ資格ヲ喪シ、又ハ本校ニ於テ不適當ト認メタル時

第二十四條 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニ依リ退學若クハ轉學セントスルモノハ、其ノ事由ヲ具シ保證人連署ノ上學校長ニ願出スベシ

第二十五條 學校長ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノニ退學ヲ命ズベシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ミナシト認メタル者

一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ミナシト認メタル者

一、身体薄弱ニシテ學業ニ堪ヘズト認メタル者

一、正當ノ事由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者

一、出席常ナラザル者

一、保證人其ノ責務ヲ果サザル時

一、休學ノ事故止ミタル後、正當ノ事由ナクシテ二週間以内ニ出席セザルモノ

第二十六條 兵役ニ服スル為メ休學セシメントスル時ハ、保證人連署ノ上學校長ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第二十七條 生徒疾病又ハ已ムヲ得ザル事故ニ依リ缺席ニヶ月以上ニ及ブ時ハ、學校長ハ一ケ年以内ノ休學

ヲ許可スルコトヲ得

第二十八條 疾病又ハ已ムヲ得ザル事情ニ依リ缺席遅刻早引ヲ為ス時ハ、理由ヲ附シテ直チニ保證人ヨリ届

出ツベシ

第六章 褒賞及懲戒

第二十九條 學校長ハ品行方正ニシテ學力優等ノ者及教育上必要ト認メタル時ハ、生徒ヲ褒賞スルコトアル

ベシ

第三十條 學校長ハ本校生徒タルノ體面ヲ汚辱スル行為アリタル者及ビ教育上必要ト認メタル時ハ、生徒ニ

懲戒ヲ加フルコトアルベシ

第三十一條 懲戒ヲ分チテ譴責、謹慎、停學、放校ノ四種トス

第三十二條 生徒ニシテ校物ヲ毀損又ハ紛失シタル時ハ、其ノ情狀ニ依リ現品又ハ其ノ代價ノ一部若クハ全

部ヲ賠償セシムルコトアルベシ

第七章 授業料入學料

第三十三條 授業料ハ一ヶ月五円トシ、八月ヲ除キ各月五日迄ニ納付スベシ

但シ一學期分又ハ一ヶ年分ヲ前納スルコトヲ得

第三十四條 授業料納付前ニ退學シ又ハ納付後ニ入學スル者ハ、其ノ都度授業料ヲ納付スベシ

第三十五條 生徒休學若クハ停學ヲ命ゼラレ又ハ疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルモ在籍中ハ授業料ヲ徴収ス

第三十六條 授業料ノ滞納五日ニ及ビタル者ニ対シテハ、其ノ納付ヲ了ルマデ授業ヲ停止スルコトアルベシ

停止後、尚授業料ヲ納付セズシテ翌月ニ渡リタルモノハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

第三十七條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料金參円ヲ納付スベシ

第三十八條 既納ノ學費ハ如何ナル理由アリト雖モ之ヲ返付セズ

第八章 服制

第三十九條 本校生徒ノ制服ハ之レヲ定ム

(第一號、第二號、第三號書式 略)

第九章 寄宿舎

第四十條 寄宿舎ニ入舎セントスル者ハ保証人連署ノ上學校長ニ願出ツベシ

第四十一條 前條入舎ノ生徒ニシテ退舎セントスル時ハ、其事由ヲ詳具シ保証人連署ノ上學校長ニ願出ツベシ

シ

第四十二條 學校長ハ本則施行上必要ナル細則ヲ定ム

⑥

經營及維持方法

以下豫算書添付

豫甲ノ一、二、三、四對照

項		自大正十四年度 至大正十七年度 収支豫算比較對照一覽(收入之部)				
收入總額	支出總額	科目				
		年度	年度	年度	年度	年度
基本金ヨリ		大正十四年度	大正十五年度	大正十六年度	大正十七年度	
生ズル收入		一五、七三〇	一八、一九〇	二〇、九六〇	二〇、九七〇	
館宅六棟		一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	
家賃收入		五、七六〇	五、七六〇	五、七六〇	五、七六〇	
授業料		八、二五〇	一、〇〇〇	一三、七五〇	一三、七五〇	
入學料		四五〇	一五〇	一五〇	一五〇	
雜收入		七〇	八〇	一〇〇	一一〇	

豫乙ノ一、二、三、四對照

自大正十四年度
至大正十七年度 收支豫算比較對照一覽(支出之部)

項	科目	年度				
		大正十四年度	大正十五年度	大正十六年度	大正十七年度	
俸給	校長	一〇、五六〇 <small>円</small>	一二、四八〇 <small>円</small>	一四、八八〇 <small>円</small>	一四、八八〇 <small>円</small>	
	教員	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	
	書記	八、一六〇	一〇、〇八〇	一一、四八〇	一二、四八〇	
雜給	旅費	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	
	手當	六九〇	八一〇	九九〇	一、三五〇	
	使丁給	二〇〇	二五〇	三〇〇	四二〇	
	賞與	六〇	六〇	六〇	七〇〇	
需要費	一、備品費	二五〇	一八〇	一八〇	二〇〇	
	二、消耗費	三、九五五 <small>円</small>	三、二二〇	四、四五〇	三、七五〇 <small>円</small>	
	三、印刷費	三、六一〇	四、二三〇 <small>円</small>	四、七五〇 <small>円</small>	三、七五〇 <small>円</small>	
	四、通信運搬費	七〇	三、七四〇	四、一二〇	三、〇四〇	
	五、雜費	四〇	九〇	一一〇	一三〇	
	六、修繕費	三〇	六〇	八〇	八〇	
豫備費	計	一五、七三〇	一八、一九〇	二〇、九六〇	二〇、九七〇	

科目	年度		大正十四年度	附記
	大正十四年度	大正十四年度		
大正十四年度收支豫算書				
一金壹萬五千七百參拾圓也 收入豫算高				
一金壹萬五千七百參拾圓也 支出豫算高				
收入之部				
基本金ヨリ	一、二〇〇	〇〇	基本金參萬圓ヨリ生ズル 利子(年四朱トス)	
生ズル收入	五、七六〇	〇〇	館宅三棟ヨリ毎月三百円 館宅四棟ヨリ毎月百八十円 收入	
館宅六棟ヨリノ 家賃收入	八、二五〇	〇〇	生徒一人年額五五円(百五十人) (二ヶ月五円)	
授業料	四五〇	〇〇	生徒百五十人分 (一人二付三円)	
入學料	七〇	〇〇	汚物の處分及不要セルノ 賣却代	
雜收入	一五、七三〇	〇〇		
歳入計				

(豫乙ノ二)

項目		支出之部		附記	
俸給	校長	一〇、五六〇 <small>円</small>	〇〇		月額一五〇円ナリ
	教員	八、一六〇	〇〇		月額一〇〇円正教員五人 月額六〇円ノ助教三人
雑費	書記	六〇〇	〇〇		月俸五〇円一人
	旅費	六九〇	〇〇		職員出張並ニ赴任 旅費
	手當	二〇〇	〇〇		校醫手當(一人)
	使丁給	六〇	〇〇		使丁手當一人
需要費	賞與	一八〇	〇〇		年末慰勞金
	一、備品費	二五〇	〇〇		設備二、三二〇円、書籍五〇〇円 機械標本七九〇円
	二、消耗費	三九五 <small>円</small>	〇〇		薪炭及文具料
	三、印刷費	七〇	〇〇		學則及ビ教務用ノ印刷費
	四、通信運搬費	四〇	〇〇		郵便料並ニ運搬費
	五、雜費	三〇	〇〇		儀式其他廣告料
	六、修繕費	五〇	〇〇		校具其他ノ修繕費
豫備費	計	一五、七三〇	〇〇		
	豫備費	五二五	〇〇		
		五二五 <small>円</small>	〇〇		
		一五五	〇〇		

大正十四年度

大正十四年度臨時費支出豫算

一、金五千圓也

右八大正十四年十月迄二五間二八間ノ特別教室ヲ新築増設スル為メニ維持寄金中ヨリ支出スルモノナリ

一、金參千圓也

右ハ現在寄宿舎（二階建）ヲ改造シテ六教室ヲ造ル為メニ維持寄金中ヨリ支出スルモノナリ

（中略）

學級編成豫定表

學年	年度		大正十四年度		大正十五年度		大正十六年度		大正十七年度	
	學級	人員	學級	人員	學級	人員	學級	人員	學級	人員
第一學年	一	五〇人	一	五〇人	一	五〇人	一	五〇人	一	五〇人
第二學年	一	五〇	一	五〇	一	五〇	一	五〇	一	五〇人
第三學年	一	五〇	一	五〇	一	五〇	一	五〇	一	五〇人
第四學年			一	五〇	一	五〇	一	五〇	一	五〇
第五學年							一	五〇	一	五〇
計	三	一五〇人	四	二〇〇人	五	二五〇人	五	二五〇人	五	二五〇人

⑦

大正十四年度職員組織豫定表

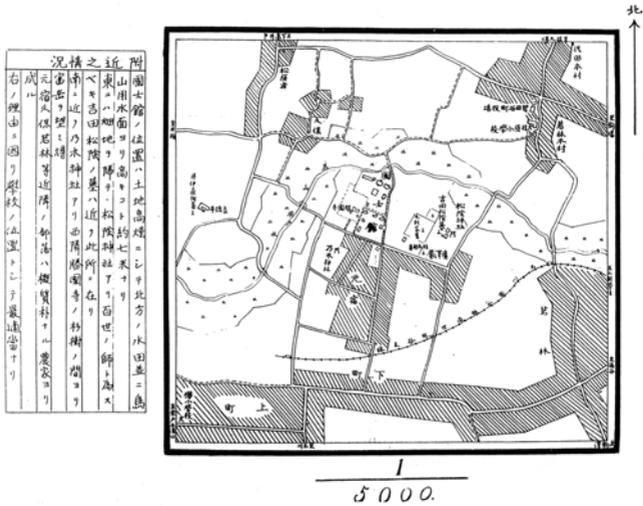
免許科目	担当科目	教授時間数	出身學校名	資格ヲ得タル理由	資格	俸給	生年月日	氏名	備考
剣道 支那語 英語 英語 体操 図画 數學 漢文 国語 英語 修身 地理 歴史	剣道 習字 作文 英語 英語 体操 図画 物理 化學 漢文 国語 英語 修身 博物 歴史 地理 歴史	三三六 三六六 六六六 六六六 九六九 三二八 十三八 八八八 八三三 六四六 五五五	武徳会(教師) 外国語學校 慶應大學 慶應大學 陸軍士官學校 (歩兵少佐) 九州帝國大學 工科大学 早稲田大學 高等師範部 東京帝國大學 文科 ユニバシテイ ジョンズホプキンス	無試験檢定 申請中 無試験檢定 申請中 無試験檢定 無試験檢定 無試験檢定 無試験檢定 無試験檢定 無試験檢定 無試験檢定 ドクトルオブ フイロソフイ 無試験檢定	助教 助教 助教 助教 助教 教諭 教諭 教諭 校長	六〇 一〇〇 六〇 六〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一五〇円	明治廿年 五月四日生 明治九年 一月十七日生 明治卅二年 十一月廿八日生 明治卅二年 十月十九日生 明治十三年 六月廿一日生 明治廿七年 五月十四日生 明治廿九年 一月廿五日生 明治廿六年 一月卅日生 慶應元年 十月三日生	齊村五郎 池田良榮 岡崎為保 寺尾琢磨 匹田貞太郎 篠崎彦二 浅井正純 柴田玉宗 長瀬鳳輔	兼任 兼任 專任 專任 專任 專任 專任 專任 專任 專任

⑧

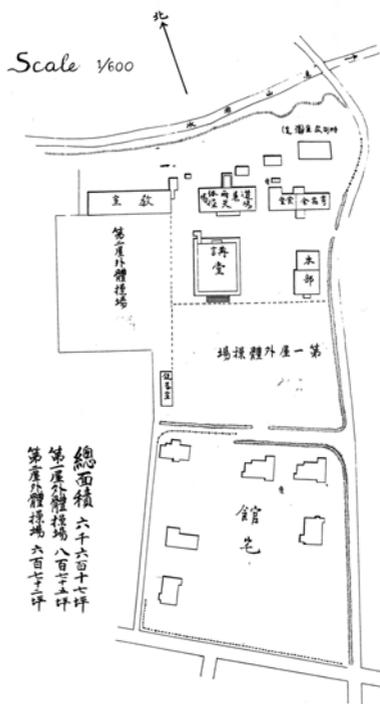
項目	數量
國士館中學校現在備品	
椅子	一五
學生椅子	三〇
机	四〇
卓子	九
食卓	一〇
本棚	三
黑板	三
書籍	三〇〇〇
劍道具	三〇
柔道衣	一五
額掛物	三〇
歩兵銃及 附屬品	一〇〇

國士館環境圖

⑨



国士館全圖



⑩

第五三九〇一號

土地貸借證書正本 (写)

東京府荏原郡世田谷町元宿一〇〇一：一〇〇七番地

一、畑五千七百六十歩

大正八年四月廿九日勝國寺八上記ノ土地ヲ、東京市麻布区筈町百八十二番地国士館代表者柴田徳次郎ニ賃

貸シ、柴田徳次郎ハ之レヲ賃借シタリ、賃借人ハ左ノ事項ヲ履行スベキコトヲ諾約シタリ

一、賃貸借期間ハ大正八年四月廿九日ヨリ大正二十八年四月廿九日迄タルコト

二、賃貸借物ヲ期限ニ返還セザル時ハ賃金同額ノ損害ヲ賠償スルコト

三、賃借物ヲ轉貸シ又ハ賃借權ヲ他ニ讓渡セザルコト

四、賃貸借期間中ハ商議ノ上相當ノ借地料ヲ支拂フコト

右賃借人東京府荏原郡世田谷町元宿一〇〇八番地

勝國寺住職 高岡宏忍

明治十六年三月生

右賃借人 東京市麻布区筭町一八二番地

國士館代表 柴田徳次郎

明治廿三年十二月生

此ノ證書ハ大正八年四月廿九日本職役場ニ於イテ法律ノ規定ニ從ヒ作成シタルモノナリ

東京市浅草区馬道町二ノ十九

東京地方裁判所所屬

公證人

宮地貞穎 (印)

⑪

第三〇八五號ノ一 試験検査書

一、堀井水ノ一(南) 壹種 依頼者 國士館

目的 飲料適否

本所ニ差出シタル堀井水ニ就キ試験ヲ遂グルニ其ノ成績左ノ如シ

一、色度 零度 一、濁度 零度 一、臭味 異臭ナシ

一、反應 中性 一、クロール 二四、八二二 一、硫酸 痕跡

一、硝酸 痕跡 一、亜硝酸 検出セズ 一、アンモニア 検出セズ

一、硬度 一、六二五 一、固形物総量 一二三、〇〇〇 一、過マンガン酸カリウム 一、九七五

一、細菌聚落数 / 消費

備考、表中ノ数字ハ水一「リートル」中ノ「ミリグラム」ニテ硬度ハ独乙法トス

右試験成績ニ據レハ該井水ハ化學的検査上飲料ニ適スルモノト認ム

東京市衛生試験所長 技師 柿澤信義(印)

第三〇八五號ノ二 試験検査書

一、堀井水ノ二(北) 壹種 依頼者 國士館

目的 飲料適否

本所ニ差出シタル堀井水ニ就キ試験ヲ遂グルニ其ノ成績左ノ如シ

一、色度 零度 一、濁度 零度 一、嗅味 異嗅ナシ

一、反應 中性 一、クロール 一四、一八四 一、硫酸 痕跡

一、硝酸 痕跡 一、亜硝酸 検出セズ 一、アンモニア 検出セズ

一、硬度 一、六五〇 一、固形物總量 九〇、〇〇〇 一、過マンガン

一、細菌聚落数 / 酸カリウム 〇、七九〇
消費量

備考、表中ノ数字ハ水一「リール」中ノ「ミリグラム」ニテ硬度ハ独乙法トス

右試験成績ニ據レハ該井水ハ化學的検査上飲料ニ適スルモノト認ム

大正十三年二月二十七日 東京市衛生試験所長 技師 柿沢信義(印)

⑫

原籍 東京市麻布区筭町一八二番地

現住所 東京府下荏原郡世田谷町世田谷千六番地

柴田徳次郎

明治廿三年十二月廿日生

学業

明治卅八年三月

福岡縣早良郡入部村東入部高等小學校卒業

明治四拾年四月

東京市芝区私立芝中學校第參學年へ入學

明治四拾參年三月

全校全科卒業

大正元年九月

早稲田大學政治經濟科專門部へ入學

大正四年七月

全校全科卒業

大正二年四月二日

大學專門學校教師學生中武道熱心家ノ愛國者ヲ糾合シテ大民社創立

大正二年九月

中華民國第貳革命ニ際シ北支ヨリ中支地方視察

大正四年八月ヨリ

大正五年四月迄朝鮮滿州青島地方視察

大正五年六月

月刊雜誌大民發シ主幹ス

大正六年十一月

麻布笄町一八二番地ニ國土館塾ヲ起シ大學專門學校生ヲ中心トシテ政治經濟哲學等ノ講座ヲ設ク

座ヲ設ク

大正七年末ヨリ

世田谷村松蔭祠畔ニ地ヲ相シ國土館ノ移設新築ヲ始メ

大正八年九月

落成財團法人ヲ組織シ其ノ經營ニ當ル

大正十二年

北米合衆國首府華府ニ軍縮會議ノ開カル、ヤ、外務大臣内田康哉伯ノ推輓ニヨリ渡米、新シク列強ノ角逐場ニ臨ミ、續イテ大正十一年ニ及ビ英國、愛蘭、佛國、白耳義、和蘭、獨逸、端西、伊太利等ヲ視察シ、埃及印度、海峽植民地香港等ヲ経テ歸省ス

大正十二年一月十二日、秩父宮殿下御前ニ於テ「日本ヲ如何ニスベキ」ノ題下ニ講演仰付ケラル現在、國土館設立趣旨貫徹ノ爲メ務メツ、アリ

賞罰ナシ

右之通相違無之候也

大正十四年三月二十三日

右 柴田徳次郎 印

⑬

維持委員會員一覽

一、金六千圓也 三井八郎右衛門 毎年出金額

一、金六千圓也 岩崎小弥太

一、金貳千圓也 洪澤榮一

一、金貳千圓也 安田善次郎

一、金貳千圓也
浅野總一郎

一、金貳千圓也
日本銀行正副總裁

一、金壹千圓也
大橋新太郎

一、金壹千圓也
山下龜三郎

一、金壹千圓也
飯田延太郎

一、金壹千圓也
太田清藏

一、金壹千圓也
麻生太吉

一、金壹千圓也
貝嶋太市

一、金壹千圓也
住友吉右衛門

一、金壹千圓也
服部金太郎

一、金壹千圓也
神田鐮藏

一、金壹千圓也
鈴木商店（神戸）

一、金壹千圓也
森村開作

一、金貳千圓也
東京電燈会社

一、金貳千圓也
日本郵船会社

一、金六百圓也 福澤桃介

一、金五百圓也 東柘会社^(五)

一、金四百圓也 大川平三郎

計金參萬六千五百圓也 以上

⑭

〔印〕 大正十四年度國土館經常費豫算書（月割）

教職員謝礼 六人 七百五十円

事務費 八十円

地代税金保険料 百二十円

車馬費 二十円

運動部費 六十円

雜費 五十円

月計金壹千八十円

年計金壹萬二千九百六十円

設備内容ニ関スル詳細ハ後日提出致スベク候

大正十四年三月三十日

財團法人國士館理事 柴田徳次郎 印

⑮

大正十二年度事業報告

中等部 四月ニ新設シ四十名入學ヲ許可シ、文部省規定ニ準ジ中等教育ヲ授ク

高等部 生徒十名ヲ撰拔入學セシメ本館所定ノ英語、漢文、歴史、哲學、宗教、法律、經濟學、社會學、

政治學、武道ヲ教授ス

夜學部 附近農村子弟ノ爲メニ午后六時ヨリ九時迄、英語、數學、地理、歴史、國語、漢文、武道ヲ教授

ス、人員二十五名

講習會 春季ハ三月二十八日ヨリ四月二日至ル六日間、夏季ハ八月一日ヨリ六日、十日ヨリ十五日迄ノ

三回ヲ本館ニ於テ開催シ、八月十八日ヨリ二十三日ニ至ル六日間ヲ秩父長瀨ニ於テ開催、政治、經

濟、哲學、宗教、社會學、歴史ニ就テ各専門ノ學者ヲ招聘講習ス、講習生通計三百余名

巡回講演 青森、岩手、山形、宮城、朽木^(柳)、茨城、埼玉^(崎)、神奈川、山梨、福岡、熊本、鹿児島、宮崎^(崎)ノ各縣

下重要都市ニ於テ世界ノ大勢ト日本現況^(況)、吾人ノ覚悟ニ就キ巡回講演ヲ行フ。柴田館長、長瀬學長、

立花大將、副島博士ノ外、理事、講師出張

震災救恤 震災ニ際シ國士館ヲ開放シテ一般避難民ノ救恤ニ務ム

大正十四年二月二十八日

財團法人 國士館

東京府知事殿

⑩

授業料入學料額認可申請

今般國士館中學校設置ノ件別途認可申請致候處、右御認可ノ上ハ授業料入學料額、左記ノ通り相定メ候條認可相成度此段申請候也

記

一、授業料 年額五五圓（一ヶ月五圓定メ十一ヶ月分）

一、入學料 參圓

大正十四年三月三十日

財團法人國士館中學校理事

柴田德次郎 印

文部大臣岡田良平殿

(完)

*大正八年、財団法人化とともに、一月に国士館高等部が開設され、同一二年四月に中等部が開設されたと伝えられている。右の⑮大正十二年度事業報告も、その一端を示すものであるが、これら国士館高等部及び中等部設置に関する申請並びに認可書類は残っておらず、詳細は不明であり、今後、調査・検討を要する。